

平成30年第4回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年12月5日(水)
2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場
3. 開 会 (開 議) 平成30年12月6日(木)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(11名)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1番 光岡美里君      | 2番 末吉克巳君  |
| 3番 岡本則夫君      | 4番 中川ゆかり君 |
| 5番 主枝幸子君      | 6番 奥村富士雄君 |
| 7番 柚木喬君       | 9番 瀧野純敏君  |
| 10番 中雅洋君      | 11番 大田直樹君 |
| 12番 川本英輔君(議長) |           |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |        |
|--------|--------|
| 町 長    | 吉田隆行君  |
| 副 町 長  | 山中裕之君  |
| 教 育 長  | 太田耕樹君  |
| 技 監    | 福代智之君  |
| 総務部長   | 新木之博君  |
| 民生部長   | 中村政愛君  |
| 教育次長   | 河本和彦君  |
| 総務課長   | 藤本大一郎君 |
| 企画財政課長 | 車地孝幸君  |
| 税務住民課長 | 大畠英司君  |
| 民生課長   | 高橋薦江君  |

|            |        |
|------------|--------|
| 保険健康課長     | 増木梨江君  |
| 産業建設課長     | 竹岡佳宏君  |
| 都市計画課長     | 中村輝彦君  |
| 学校教育課長     | 新谷裕美子君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君  |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉原修君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 畝本純希君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |      |        |                                     |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                              |
| 日程第2 | 議案第62号 | 「平成29年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第3 | 議案第63号 | 「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第4 | 議案第64号 | 「平成29年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第5 | 議案第65号 | 「平成29年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第6 | 議案第66号 | 「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長（西谷信樹君） 御着席ください。

○議長（川本英輔議員） 皆さん、改めましておはようございます。きょうは一般質問ということでございますが、このたびの一般質問においては、16問というこれまでにない質問が提出をされております。それぞれが約2問ずつということでございますけれども、議員の皆さんにおかれましては、要点を絞って質問していただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、10名から16間の質問事項が通告されております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って発言を願います。

また、再質問は5問までといたします。

5番主枝幸子議員から「二次災害防止の応急対策について」質問願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） まず初めに、私がこの災害で学んだことは、空振りを恐れず、早目の避難ということをもっと学び、これを教訓にしたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

「二次災害防止の応急対策について」お伺いします。

西日本豪雨災害から5カ月が経過し、被災地域における復旧作業に当たり、関係各位の御支援をいただき、感謝申し上げます。

特に自宅の土石流の災害については、全国から多くのボランティアの皆様に御支援を受け、住民の方々も大きな勇気をいただきました。

今後は河川の整備、砂防ダム設置等、防災対策の課題も多く抱え、整備完了まで相当な時間を要するものと考えます。

坂町では、今のところ、砂防ダム16基の建設予定があり、小屋浦地区では10基が予定され、そのうち9基が緊急砂防ダムとして整備されます。

現在、天地川上流に土石流や流木のスピードをおくらせ、破壊、衝撃を緩める方策として強靱ワイヤーネットが設置されていますが、まだまだ住民の不安を取り除くための応急対策が必要な箇所が確認されます。再度、点検していただき、対応を協議していただきたい。町当局のお考えをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「二次災害防止の応急対策について」お答えをいたします。

このたびの7月豪雨で、土石流などにより甚大な被害が発生をした箇所においては、再度、災害の防止を図るため、国や県により緊急的に砂防堰堤などを整備していただくこととなっております。

とりわけ被害が大きかった坂地区の総頭川、明神川と小屋浦地区の天地川には、国と県により砂防堰堤が完成するまでの応急対策として、ワイヤーネットの整備が進められております。天地川については11月5日に完成済みであり、総頭川と明神川については年内の完成を目指しております。

天地川につきましては、最も大量の土砂を流出したと想定される溪流に緊急対策であるワイヤーネットを設置することとし、その他の箇所につきましては、県との協議の結果、被災の規模、施工期間、経済性等を考慮して、ワイヤーネットではなく、砂防堰堤の本工事を推進することといたしております。国や県と協力をし、関係者の皆様の御理解を得ながら、一日も早い事業の完成を目指して鋭意取り組んでまいります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 再度、点検した結果の対応について具体的な答弁がなく、砂防堰堤の本工事を推進するとの答弁でしたが、点検されてどのように感じられたのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

被災当初は土石流の関係もあり、現地になかなか進むこともできないような状況もございましたけれども、まず国や県の行いました航空写真で被害の全貌を確認いたしました。

その後、実際に現地のほうに徒歩で我々町の職員、また、国や県の職員も入っていき、すさまじい土石流の被害の状況を目の当たりにいたしました。

我々としましては、皆さんの生活再建を第一に考えまして、まずは土砂の撤去が必要であると考えまして、国や県の協力を得ながら、道路や河川の土砂の撤去を行ってまいって、また、河川の二次災害の防止を図るために、護岸の応急対策としての土のう設置、また、溪流に対しては土石流、あるいは溪流の水を河川に導くような土のうの設置をしてまいりました。

いずれにいたしましても、そういったことをごさいます、我々としましては、この溪流には砂防ダムの設置が必要であると考えまして、国や県のほうにも早急に堰堤を整備してくださいということで、要請をしてまいったところをごさいます。町といたしまして、国や県に要望、要請をしてきたところをごさいます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 7月の災害で安佐北区口田南では、砂防ダム設置までの二次災害の応急対策として、ワイヤーネット5基がもう完成しています。ワイヤーネットを設置するのに基準はあるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

応急対策工でございませこの強靱ワイヤーネットにつきまして、設置の基準はありません。特にないというふうに伺っておりますが、先ほど町長の答弁にございましたように、緊急性、安全性、経済性等を考慮された結果と伺っております。

実際、広島県のほうが設置しております箇所につきましては、既設の堰堤が流出し、被害を受けた箇所、それから住家の上流に巨石が点在する箇所、また、そのために避難指示が解除できなかった箇所に限定しておると伺っておりまして、県が設置いたしましたのは、広島県で安芸郡の3カ所となっております。

また、それに加えまして、坂町内では、先ほどの町長の御答弁にもありますように、国が設置いたしております総頭川の溪流に2カ所、ワイヤーネットを設置していただく予定としておりまして、坂町内では計3カ所を計画しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） その意見もわかりますが、基準がないのなら、最小限度、できるところは設置してほしいと思います。というのは、経済性等を考慮してという答

弁もありましたが、経済的より命が大切というのを私は感じております。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

経済性、それから緊急性等を考慮した結果であるというふうに伺っておりますけれども、町といたしましては、このたびの土石流の発生箇所、砂防の堰堤にかかわらず、それ以外の治山の堰堤であるとか、いろんな応急対策を進めながらやっておるところでございます。そういった恒久対策の早期の実施を国や県のほうに要望しながら、また、ワイヤーネットそのものは砂防堰堤をつくるまでの応急対策ということでございますので、実施機関である国や県のほうに協議を続けまして、要望のほうは行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） では、お聞きします。

ワイヤーネットを張ることにより、どのくらいの緩和ができるとお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

このたび、例えば小屋浦地区に11月5日に設置済みであります強靱ワイヤーネットにつきましては、4,000立米の土砂を防ぐことができるという設計になっております。

また、堰堤等の土石を捕捉するための、将来的に設置される堰堤と同じ捕捉する応力の計算はしておると伺っておりますが、その土石の量につきましては4,000立米ということでございますので、もともとございました石積みの堰堤、これが9,000立米ということでございますので、いずれにしましても、土砂の捕捉につきましては、前発流は捕捉できたとしても、後発流につきましては、その上を流れていくということで、応急対策ということになります。

ですので、どのくらいの土砂を防ぐことができるかと言われてましても、実際のところは応急対策でございまして、早目の避難を心がけていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 近隣の町においても、ワイヤーネットができ、避難解除になって、少なくともワイヤーネットは応急対策について有効だと考えます。坂地区2基、小屋浦地区天地川1基、今までの答えと同じなのですが、これで十分なのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

繰り返しの部分にもなりますけれども、この災害というものがどこまでを想定するかということにもなります。ワイヤーネットを張ったから、必ずしも安全であるということもありません。また、将来、設置される砂防の堰堤につきましても、これも一定の土石流の捕捉を前提とした設計になります。災害を受ける確率や危険性、リスクというものは、どうしても安全性100%とは言えませんので、これで必ず大丈夫ということではございません。我々のほうも、そういう意味で、これで大丈夫とは思っておりませんが、国や県のほうにも早期の緊急工事の要望をさせていただきながら、ワイヤーネットについても、こうした皆さんの心配も含めながら協議をしてまいりたいというふうに考えております。

御理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） これで5問は済んだんですが、どうしてもちょっと言い足りないことがございますから、1問許可してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時15分）

（再開 午前10時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） ありがとうございます。

小屋浦地区では、補修ができる家については工事が徐々に進んでいます。やっこの思いで補修した家が、二次災害によってまた家屋を失うようなことがあったら、もう立ち直すことはできません。坂町においても、砂防ダム設置までの二次災害の対策について、ワイヤーネット設置をどうしてもしていただきたい。少しでも住民の不安を

取り除いていただきたい。

町長、できることなら国、県に要望していただき、自然は怖い、恐ろしい、待ったなしです。とにかく早い設置をお願いしていただきたい。町長、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まさに、今、産業建設課長が答弁をいたしましたけれども、今もそういうことで、鋭意、そういうワイヤーネットの増設をしていただくようなお願いはずっといたしております。小屋浦のみならず、水尻地区もそういう状況もございますし、そういうことも含めて、一生懸命、今、取り組んでおるところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「どうする、住家解体した方々の今後の住環境」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「どうする、住家解体した方々の今後の住環境」の件で質問いたします。

今回の西日本豪雨災害により被害を受けられた多くの皆様に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

このたび、坂町内の被害は、16人の死亡者と1人の行方不明者という未曾有の大惨事となりました。

また、河川の氾濫、急傾斜地の崖崩れ等により、幹線道路の損壊や住家被害も10月末時点で全壊288件、半壊から床下浸水など合わせて1,536件に達しております。現在、坂町も国、県の支援を受けながら、全力で復旧、復興に取り組んでいるところであります。

こうした中、復興に向け多々課題はありますが、住家被害を受け、特に全壊した方々は、長年、住みなれた住家を解体し、再度、その同じ場所に住家建築できるのでしょうか。安心・安全に生活できるのでしょうか。経済的な問題もあるだろうし、高齢者の方も多々おられ、子供が帰ってきて一緒に住んでくれるのならまだいいのですが、多くの被害者が悩んでいるところだろうと思っております。

こうした方々に今後も坂町に住んでいただくために、①公営住宅の建設、②民間の力をかりながら、個別住宅から集合住宅建設に移行等、住環境をどう立て直していくのか、町の考えている支援策をお伺いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「住家を解体した方々の今後の住環境」についてお答えをいたします。

このたびの7月豪雨災害において、家屋の被害に見舞われ、すぐに御自宅に戻ることがかなわない被災者の方々のために、これまで公営住宅の無償提供、みなし仮設住宅への入居あっせん、応急仮設住宅の建設、応急修理制度による家屋の修理費補助等を順次行ってまいりました。

こうした応急対策には、短期の入居期限などがあることから、長期的な対応として、住宅の再建が困難な方々に対し、低廉な低い家賃で最長20年間入居できる災害公営住宅の建設も視野に入れながら、今後、実施する被災者の方々への意向調査を踏まえ、対応することを考えております。

また、この災害公営住宅は、民間事業者等が建設した住宅を自治体が災害公営住宅として買い取る買い取り方式や、一定期間借り上げる借り上げ方式の手法もあり、あわせて検討してまいります。

一方、民間ディベロッパーによる集合住宅の建設については、住民の合意形成、民間が取得する用地、民間の投資意欲や規模などさまざまな課題があることから、現時点では実現はなかなか難しいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、被災者の方々の意向を確認しながら、実現可能な対策を決定してまいりたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今、全壊された方300件弱、今、ずっとふえております。私も一、二名の方にお聞きしたことがあるんですが、全壊した家、更地に、平地にします。家どうするんかね言うたんじゃが、まあそんな馬力はないよというのが80歳前後の方でした。もちろんそうだろうね。私も、例えば80ぐらいで夫婦で住んどって、今、家がだめになったよといったときに、恐らくもう一遍建てる馬力もないし、こういう言い方も変ですが、人生100年時代といっても20年弱ですから、やはりどこか、あんまり庭つきじゃなくてもいい、小っちゃなところで二部屋ぐらいありゃいいというような生活を多分望むんだらう思います。

そこで、ちょっとそういった環境の方が多数だろうと思うんですが、この意向調査をする前にその辺の把握いうんですかね、どれぐらいの年齢層の方をまず把握して、意向調査も入っていくんだという、それぐらいのちょっと情報を把握はしとるんだらう思うんですが、その辺はどうですか、まず1点目をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

現在、仮設住宅、あるいは町内の公営住宅に仮入居されていらっしゃる住民の方々、やはり高齢者の方が多いというふうには認識しております。

この意向調査につきましては、将来的にこの災害公営住宅を建設を予定しておりますが、その対象の方と申しますのが、全壊の方、大規模半壊の方、それから、半壊の中で住家を解体等によりなくす方、こういった方に対象となっております関係上、意向調査につきましては、半壊以上の方につきまして、意向調査のほうを送らせていただくというふうを考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） となると、全壊の世帯というのがいいんか、人数というか、これがもっとふえそうですね、対象が。今、もう災害公営住宅、新たに建設するような方向というのがぼろっと出たんですけど、それはそのほうがいいと思います。ただ、どこに何戸つくればいいのかいうのもまだ出てないんだらう思うんですが、この意向調査そのものはアンケート的にぽっと配ってというようなやり方をされるんかな。その辺がちょっとどうも気になるんですが、どういう意向調査にされますか。その辺をちょっとお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

調査につきましては、今後、災害公営住宅を整備するまでの間、これは複数回必要であるというふうにはまず考えております。国土交通省や他の被災自治体、先行の自治体、あるいは全国の被災各地のこういった住宅施策を手がけておりますコンサルタント等によりましたら、たびたび行う必要があると。

このたびは、まずその対象者を半壊以上の方にしまして、世帯の情報や被災した住宅の状況、あるいは現在の住まいの状況に加えまして、災害公営住宅の希望、世帯人

数、構造、間取り、規模、希望する地区等をアンケート調査ということで、郵送にて行う予定としております。

できれば、本当は対面等がよろしいんだと思いますけれども、非常に半壊以上の方でも千件以上の方がいらっしゃると思いますので、まずはこういった1回目の調査につきましては、対象を一番広げた形から始めまして、後に少しずつ詳細に詰めていくという形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） この調査、すごくぜひ丁寧にやっていただきたいんですよね。アンケート調査でその集計をまとめて、こんな方向が多いですじゃなくて、一つ提案しますけど、以前、静岡県牧之原市かな、この前西原市長というのが、対話による協働のまちづくりいうのをずっとやっておられたんですよね。これが、やり方がどうするんかいうたら、ワークショップです。予算を持ってワークショップをやるから、何回も何回も来てもらって、要は、皆さん、どこに住みたいですかいうのもみんな決めてもらうような感じ。だから、やっぱりそれが必ずしも通用するかどうかはわからないんですが、要はアンケートでさっと意向調査、こんな方向じゃ、じゃあここに1棟建てましょう、ここに1棟建てましょうじゃなくて、もうちょっときめ細かに、そんなワークショップに近いような形で、直接面談しながらいうのがいいと思うんで、時間もかかることじゃけど、時間はさっと人数をばらいて、そんな進め方をぜひ検討して進めてもらいたいんですけど、これは一応提案ですが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

現時点でどのような取りまとめ手法を行うのかということまでは決定されているわけではございませんが、いずれにいたしましても、皆さんの意向を踏まえながら、また、被災された方々の住宅の入居期限というものが基本的に2年間ということがございますので、スピード感を持ちながら、一定程度、行政で決めなければならない、決断しなければならないという時期もあると思いますので、まず基本計画や基本設計を行いながら、どういった形で取りまとめるのがよいのか、町内部でもまた協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 次に、2点目にちょっと民間の力をかりながら、個別住宅から集合住宅へいうので質問したんですけど、町長のほうからは、住民の合意形成、民間が取得する用地とか投資意欲、いろいろ課題があって難しいと。多分、そうですねとは言わんとは思いましたが、ただ、やっぱりこういった機会に、長期的に本当は考えていくという体制いうんか、そういった思いが欲しくて提案させてもらいました。

今、坂町の現状を見たときに、平成ヶ浜地区、ビル結構多いですよ。ここは、多分、個別よりは、こういった水害とかいうのも、やっぱり強靱な強固な建物ということ、避難場所にしてもそうですが、今、とにかく避難しよう、大事なことです、最終的に私が思うのは、避難を極力少なくできるような場所、安全・安心な場所をたくさんもう少しふやしていかにゃいかにゃ。それが1万6千人を目標にするんなら、やはり安全な場所にちょっと高くいうんですかね、安全な場所に人が集まって、コンパクトシティ的なまちづくりをつくっていく。そうすることによって、何かいうと、商売も成り立つ、コンビニも出てくる。人がいないと、コンビニ出てこいいうても無理ですよ。そういったところで、全てがいい環境になるから、坂町のこのエリアでやはり安全なところをふやしていく。そして、1万6千人をこういうところにこうやって持っていくんだというようなのが必要なんかなと。

それらを、将来的な20年、30年のパターンで都市計画つくって、プロジェクトチーム、ちょうど定年退職の人の経験ある人をそういった窓口にはぼんと据えて、長期的に民間のディベロッパーと関係を持ちながら都市計画決定してやっていくようなイメージが欲しいんですよ。安全・安心なところをたくさんふやしていくというのを考えてほしいんですが、町長はその辺は、ちょっとでもいいですから、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることはよくわかります。私も全国津々浦々そういう区画整理事業、あるいは再開発事業もこの目で見てきております。

先ほど答弁でも申しましたように、やはり行政が幾らほいじゃあやろうやろうといましても、地域の中の合意形成がないと、これは難しいと思います。それぞれの方も自分の財産を提供しないとできないわけでありまして、そこらもしっかり考えながら、当然、方法としてはいい方法だと思います。そういうハードルも何個かあると思いますので、これから復旧、復興をしていく過程の中で、そういう議論ができるよ

うなことになれば非常にいいんじゃないかと思えますし、また、私のほうから、町のほうからも、思い切った、ほいじゃあこうしよう、ああしようという提案はできませんけども、こういうふうな方向でまちづくりをしたらこうなりますよというような提案はできると思えますので、そこらを踏まえながら、懸命に復旧、復興に取り組んでいきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと最後になりますが、今回の災害、坂町で河川を中心というのが一番大きかったんかなと、崖崩れもありましたけど。そうしたときに、被害を受けたところ、低地帯でしたよね。となると、河川に堤防をしっかりと、海じゃないけど、堤防を高くするのをつくるか、穴を掘って、川を深くして流量をもっと増すとか、もちろん流木あたりも管理していかにかいけん。それとか、水が流れても、低地帯を整備して高くしておく。住むところだけを台形にして、このエリアは少々水が来ても大丈夫よというようなエリアをつくっていくとか、要は、以前から地盤の海拔ゼロメートル地帯というのが、坂にも横浜にも小屋浦にもあります。これも手が出せませんよね、行政も、莫大な金額だから。だから、その辺も含めて、今、避難、避難いうて言うんだけど、避難するのも町の施設しか避難できんと。そうじゃなくて、今からもう少し小っちゃいところで、小っちゃいグループが避難できるように、だから何ぼかはこういった集合マンション的な、集合住宅的なものが地区地区にぼんとあればいい。だから、その辺も含めて個別から集合住宅的なものという提案をさせてもらったんですが、先ほど町長が言われたように、住んでいる人のやっぱり合意形成、だから10年、20年、その世代交代まで待たんにゃいかんとかいうような問題もあると思えます。ただ、ずっとついて回ることですから、何かやっぱりこういった方針じゃないけど、将来的にはこうするんだいこのを描きながら進んでいくしかないかなというように思いがします。

だから、もう一回、町長に答弁を求めるようなんですが、やっぱり低地帯の問題あたりを含めてどういうふうにご考慮されるかお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） このたびの豪雨災害では、やはり土石流が余りにも発生をしたもんで、河川にも橋がございます、橋梁が。そういうところでいわゆる土石流がとまって、そして河川が氾濫をして、低地帯のほうに水が流れていったというような大き

な問題があったと思います。

やはりここらを解消するためには、相当大きなそういう土石流が来ても食い止められるようなやはりダムをまずつくるのが最優先だというふうに思っておりまして、先ほど担当課長申しましたが、今、国、県のほうに、そういうことで、懸命に取り組みをお願いをいたしておるところでもございます。

加えて、集合住宅等の話も出ましたけども、例えば関東、東京エリアのほうでは、一つのマンションとか集合住宅が管理組合と近隣住民が協定をして、そういう東京あたりもかなり大雨が降って大変な状況があるわけでありまして、そういうときには協定をして、そのマンションを避難場所に一応決めていただけるとか、決定していただけるとか、そういうふうな協定も結んでおるといようなことも伺っておりますし、そこらも参考にしながら、小屋浦地区も、先ほどから話がございますように、うまくまとまれば、ある程度の集合住宅も不可能ではないというふうに思っております。駅もでございますし、非常に、ある意味、温暖で便利なところでもありますし、もちろん水尻地区もかなり被害を受けておりますし、坂地区も被害を受けております。植田も横浜地区も受けておるわけでありまして、全体を復旧、復興していかなければなりません。小屋浦とか、あるいは坂地区におきましても、そういうスペースがありましたら、民間とも協力しながら、需要があれば、当然、民間も出てくるわけでありまして、そういうことも想定しながら、今、申しましたようなこともうまく協定ができるような仕組みづくりも、今後、考えていかにやいけんのじゃないかというふうな思いは持っておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「豪雨災害時の排水機能について」質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「豪雨災害時の排水機能について」お伺いします。

平成30年7月6日から7月7日にかけて激しい豪雨に見舞われ、坂町においても記録的な大雨となり、16名の方が亡くなられ、行方不明の方も1名おられるという痛ましい人的被害となりました。

また、浸水被害もすさまじく、床下・床上浸水などで多くの家屋に甚大な被害が出ているところです。

浸水被害について、坂地区においては、特に浜宮、森浜地区が地域一帯が水につか

り、数日にわたって水が引かない被害となりました。泥水があふれる道路は通行が困難で、家屋の復旧作業に当たる際は、排水がなされないため、泥かきをしてもすぐ浸水被害に遭う状況でした。

そこで、災害時において、坂地区では排水までどのくらいの日数が必要だったのか、また、その原因と今後の排水対策について、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「豪雨災害時の排水機能について」お答えをいたします。

このたびの7月豪雨災害では、集中豪雨による山腹の崩壊により、大量の土砂及び流木等が河川を越流をし、市街地に流入したことなどにより、町内の広い範囲で甚大な被害が発生をいたしました。

議員御指摘のように、浜宮地区及び森浜地区のほか、河川沿いの市街地では、土砂の堆積や浸水により復旧作業にも支障を来す状態となりました。

町といたしましては、発災直後から国土交通省及び県等に御協力をいただき、道路警戒、河川の土砂撤去や排水路の土砂撤去及び暗渠のしゅんせつなどの復旧作業を実施をまいりました。

その結果、坂地区では7月9日以降、晴天が続いたこともあり、発災から6日後の7月12日ごろには排水機能が回復をいたしました。

このたびの災害により、排水機能が失われたことにつきましては、大量の土砂等が市街地に流入したため、排水路を閉塞させたことが原因であると認識をいたしております。

今後の対策といたしましては、国、県の御協力をいただき、坂地区では、総頭川や総頭川支流からの土砂等の流出を防止するため、堰堤整備など復旧、復興のための各種事業を推進をまいります。

また、市街地の排水機能の向上を図るため、ポンプ場へ流入する排水路の容量及び形状等に関する調査を実施し、市街地の排水処理能力についての検証を行い、この検証結果に基づき適切に対応をまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） ポンプ場へ流入する排水路について、今後、調査することでしたが、ポンプ機能についても、住民の方々からさまざまな意見を聞いていると

ころです。それぞれのポンプ機能については問題はなかったのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

ポンプ場のポンプ設備の機能についてでございますが、先ほど来、町長の答弁にもございましたように、大量の土砂が市街地に流入をし、その市街地に流入した土砂がポンプ場にまで大量に流入をしております。その結果、土砂の流入によりまして、ポンプ機能に障害を来すということで、一時的に排水機能の低下が起こって、一時的にポンプの機能に支障を来したことはございました。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 一時的に土砂の流入によってポンプ機能が支障を来したということですが、今のポンプ機能に変わってからも、このたびの災害のみならず、例えば台風のときなども冠水した状況があると思います。

今後のためにも、ポンプ機能の改善についても必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

御指摘のように、このたびのような災害で土砂が流入するという特殊なケースもございますが、近年ではゲリラ豪雨が頻繁に発生をするという状況にもございますので、各雨水ポンプ場については、町といたしましては、それぞれの排水区で浸水が起こらないような設計をいたしまして、ポンプの容量についても検討し、設置をしているところではございますが、このような、先ほど申しましたような、今までなかったような一時的に大量の雨が降るといった状況が日本全国各地で起こっておりまして、また、坂町でもそういったことも実際起こっておりますので、今後、ポンプ場の改築を行う際には、現在よりも処理機能が向上するようなことについて十分検討をし、対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 次に、排水路についてお伺いします。

このたびの土砂災害の際に、排水路、土砂で詰まったということだったんですが、その際に、ふたがとれずに、住民の方々ですとか、ボランティアの方々、土砂かきを一生懸命してたんなんですが、なかなか排水路にたまっている土砂が取り出すまでにふた

がとれないという状況が町内各地でありました。

ふたの形状についても、平素から取り外しやすい、そして掃除ができるような工夫が必要になると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

議員御指摘のように、排水路、道路の側溝等につきまして、ふたがかかって、ボルト締め等がされていて、取り外しがしにくいもの等があったというふうには認識しております。

これまで町といたしましては、開水路、開渠を、狭い町内の道路を車が通行しやすいように、あるいは歩行者の安全性、利便性のためにふたをかけて通行しやすくしていたという経緯もございます。

一方で、今回の天災において、そうした土砂の撤去を、当然、町の手配する業者もそうですが、多くのボランティアの方、住民の方々が排水路の機能回復のために作業していただいているということも重々承知しておりますので、ここら辺につきましては、今後、側溝を整備するに当たりまして、取り外しがしやすい側溝、あるいはます、そういったものを検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） ふたについても御検討していただけるということで安心しました。

続いて、排水路の幅についてもなんですが、小型の重機で土砂をかき出そうとした際に、道路自体には重機が入るんですが、側溝そのものの幅が狭いので、重機の先の部分が中に入らなくて、土砂のかき出すことができないという箇所が町内全体で多くありました。幅についても、小型の重機でかき出せる程度には、最低限、幅の確保が必要になると考えますが、この件についてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

市街地内の排水路につきましては、議員御指摘のような状態で、機械のバケットが入らないというふうな水路の断面、多々ございます。市街地内の排水路については、従前といいますか、昔からある既存の水路を、今もなお、排水路として活用している

ということもございますので、先ほど町長の答弁にもございましたように、このたびの災害を受けまして、そういったことも含めて、排水路の、要は地区内の排水路が雨水排水を処理できる排水路かどうかというようなことを検討させていただくということで、町長のほうから先ほど答弁ございましたが、この調査を実施いたしまして、それでその結果を受けまして、そういったことも含めて、その機能を満足していない水路がございました場合には、それにつきましては、今後、改修といいますか、改良を進めてまいりたいというふうに考えております。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

坂小学校の6年生の皆さんの入れかえを行いたいと思いますので、ここで休憩をさせていただきます。

再開は11時とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前11時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番柚木喬議員から「小屋浦の再生・復興計画は」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「小屋浦の再生・復興計画は」の件で質問させていただきます。

この7月豪雨災害により、町内各地で甚大な被害があり、特に小屋浦地区は広範囲に被災し、もとの住所地に戻ることができるのか、たくさんの方が思い悩んでいることと思います。

定住対策を含め、方向性を示してないことが原因と思われませんが、このことの見解を伺います。

1点目、小屋浦再生含み、町として再生復興プランはいつ提示されるのか。

2点目、小屋浦地区における安住の地として小屋浦小学校を閉校し、住民のために土地建物を提供すればいかがでしょうか。

3点目、川を拡幅して、両側に防水壁をつくり、安定した水量を確保すべきと思

ます。同時に、拡幅用土地を被災者から購入すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

4点目、仮設など住宅の無償期間の6カ月が迫ってきていますが、この期間、町として何ができたのか、延長もあり得るのかを伺います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦の再生・復興計画」についてお答えをいたします。

小屋浦地区は坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略において定住促進を目標に掲げ、従前より取り組みを進めてきたところであり、子育て世代から高齢者の方まで、安心して暮らし続けることができる地域づくりが重要と考えております。

御質問1点目の、小屋浦の再生を含む町の再生復興プランはいつ提示されるのかについてでございますが、現在、国で町や住まいの復旧・復興に向けた調査を実施をいただいているところであり、今後、国とも連携して、今年度末を目途に、取り組みやタイムスケジュールをまとめた復旧・復興計画を策定することといたしております。

御質問2点目の、小屋浦小学校を閉校し、住民のために土地建物を提供すればどうかについてでございますが、小屋浦地区の復興において、小屋浦小学校の閉校は全く考えておりません。

小屋浦小学校は地域コミュニティの核として、地域とは切っても切れない関係であり、小学校の閉校は地域の思いや願いとは乖離した施策であると考えます。

また、小屋浦地区の子育て世代の移住を進めるためにも、学校が地域にあることが重要であります。

今後も、小屋浦地区の子供たちがふるさと小屋浦を誇りに思い、住み続けたい地域にするためには、小屋浦小学校の存続及び小屋浦地区での教育はかけがえのない町の財産でもあると考えます。

3点目の、川を拡幅して両側に防水壁をつくり、安定した水流を確保すべきで、同時に拡幅用地を被災者から購入すべきとの御提案についてでございますが、復旧方針では、天地川とその支流で少なくとも10基の砂防堰堤を整備することにより、被害を拡大させた要因の一つである土石流を上流域で食い止め、河川への流入を防ぐことといたしております。

また、家屋や施設が連担している天地川沿いの護岸の被災箇所につきましては、河川の拡幅は行わず、コンクリート製ブロックを用いて護岸を復旧することといたしております。

御質問4点目の、仮設など住宅の無償期間の6カ月が迫っているが、この期間、町として何ができたのか、延長もあり得るのかについてでございますが、これまでの間、町内の道路や宅地に堆積した土砂の撤去を進めるとともに、応急対策を進め、各種見舞金や住宅修理の補助制度、被災した住宅等の公費解体などにより、被災者の方々が自宅に戻りやすい環境整備を順次進めております。

入居期間の延長につきましては、意向調査により、住宅の再建が完了しているか否か等を確認の上、延長を検討することとなりますが、入居時期が早かった公営住宅とみなし仮設については、既に入居者に対する意向調査を終えており、各入居者の住宅の再建状況等を確認し、個別の事情に応じて入居期間の延長などの対応を行ってまいりたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 町民へのアピール、大々的にいただきましてありがとうございます。

全体の答弁から見ても、もうちょっと行政、町が前向きに大なたを振るういうことで町民を引きつけていくことが、私、必要だと思うんですね、この大災害ですね。そうしないと、町民が離れていくと思うんです。

1点目の質問です。

これ、トップ判断ですから、町長に伺うんですが、今の小屋浦地区の土地活用ということで提案をさせてもらったんです。校舎の問題、土地活用と小学校の校舎の問題ですけども、閉校は考えてないとの答弁でございました。でも、今は必要なのは、スピード感が必要なんです。住民が1,900人、生徒60人、実に土地効率が悪いんですね、これ。生徒には移転とか移設がきくんですね。いろいろと、例えば横浜小学校に移動転校するとかいうて聞くんですが、住民には小屋浦に帰ってもらう対策を打つべきなんです。何を優先するかいろいろとあろうかと思うんですが、どこかの住所に安住の地をつくってくださいといっても、小屋浦に代地をつくることは不可能なんです。今ある土地を活用すること、これが唯一なんです。

このことについて、町長、再度見解を伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども答弁で申し上げましたとおり、今、復旧・復興に向けた調査を関係機関と共同して進めております。これが年度末にはタイムスケジュール等も大まかな計画がまとまってくると思います。これからだというふうに思っております。

今、小屋浦のお話ですが、小屋浦も災害前よりは復興後が安心して安全に生活できるような、そういう地域にしていきたいというふうに私は強く思っております。もちろん用地の活用等も、今、いろいろと、単独ではなかなか難しいわけでありまして、やはりこの災害に対する国、県の支援もいただきながら、どうあるべきかということも、今現在、協議をいたしておるところでもございますし、そこらを見ていただきまして、またいろいろと御意見を賜ればというふうにも思っております。

小屋浦地区の若い世代の方も、新聞でも11月の後半に、あるいはまた、12月の初めにも、ふるさと坂町、小屋浦のために頑張るんだというふうな新聞記事もございました。そういう熱い地域の思いも受けとめながら、これからも全身全霊全力で復興に向けて取り組んでいく決意でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 次に、天地川の拡幅についてちょっと伺うんですが、先ほど、小屋浦三丁目など低地帯対策という話が出たんですけども、今から言うことは、閉校との関係あります。まちづくりの提案ということで受けとめてもらいたいんですが、公的施設、いわゆるふれあいセンターとかみみょう保育園もいろいろとありますけども、今の場所から、例えば私が思ったのが、校舎に入っていたり、あるいはスーパーマーケット、避難者難民とかいろいろと言ってますけども、それを誘致したり、開業医、今現在、ございませんけども、誘致したり、さまざまなことがいろいろと、小屋浦の校舎の場合ですけども、あると思ったんです。かなりのまちづくりがそこできるとは思わないかと思うんですが、現在、上流のほうでは砂防ダムについて計画されているんですね。川の拡幅を考えていないと答弁がございましたけども、地理的に見ますと、大伴川と天地川の合流地点、ふれあいセンターのほうですけども、あそこから下流部分、これをちょっと拡幅するような形で、そのために町民から土地を買うと

か、そういうふうなことをやれば、流入量が多くなっても大丈夫じゃないかなど。受けの体制ですけども、その辺の再度の見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

先ほどの町長の答弁にもありますように、このたびの被害の原因の除去を行うためには、上流域での砂防堰堤の整備ということが必要不可欠であるというふうに考えております。

また、本町におきましては、狭い住宅地の中に中央に河川が流れておりまして、河川沿いには道路、また、背後地に住家が連担、連立しているような状況でございまして、河川の一部を広げても、下流域から下流全体部分の河川の断面を広げなければ、効果は非常に少ないというふうに考えております。

このたびの被災の原因は、土石流により河川に流れ込み、実際の河川の中を水が通らなかったことによりまして被害を拡大させたものだと考えておりますので、まずはこの上流域での砂防堰堤を急ぎまして、先ほど町長の答弁にもありましたように、石積みではなくて、コンクリートによる強固な護岸で災害のほうを復旧していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 3点目の質問でございますが、先ほど、補正予算で、このたび、災害公営住宅、これをつくるんだということで伺ったんですが、校庭につくる案が出ましたら、町長、これ、例えば校庭につくるんだという県なりなんかの案が出たら、町長はこれには従うんですか。あり得ないんですか、これは。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 広島県、あるいは広島県教育委員会のほうからも、そういうことは、私のこれは私見でありますけども、現時点で100%ないというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 町長に再度聞くんですが、本町には災害発生時に使える財政調整基金が約20億円あると思うんですが、町民のために、今、こういうときこそその出番じゃと思うんですが、この基金の使い道についてどのように思われますか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 基金も確かにそういう20億円財政調整基金もございますけれども、現在、既に大部分を緊急の復旧の費用として取り崩しをして活用しておりますので、これからどうなるかということもございますけれども、現時点では、そういうことでしっかり使わせてもらっております。きのうの補正予算のときにも担当課長が申しましたように、あの財調があったから、おかげで金融機関とかそういうところから借り入れをせずに、何とか、今、やりくりをしておれるということでもございます。これからもそういうことも考えながら、適切に財政調整基金も活用していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番岡本則夫議員から「避難所の環境改善について」質問願います。

岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 「避難所の環境改善について」お伺いいたします。

ちょっと失礼します。失礼しました。

今年是全国的に豪雨、猛暑、地震、台風の上陸など、自然災害に泣かされ続けました。特にこのたびの西日本豪雨災害は、町内において広域的に甚大な被害が発生しました。被災された方々にお見舞い申し上げます。

また、炎天下の中、救助やボランティア活動にかかわられた方々に心から感謝申し上げます。

災害の発生が想定されると、マニュアルに沿って避難勧告や避難指示が出されますが、厳しい避難所の環境を嫌がって避難を渋り、避難がおくれて被災された方々もおられました。

また、早目に避難所に避難し、助かった方々もたくさんおられましたが、その後、避難所で体調を崩された方もおられました。せっかく助かった命を守るためにも、生活しやすい避難所を目指して環境改善を図るために、以下3点について関係当局に伺います。

1、本町内では最大で9カ所避難所が設けられましたが、冷暖房の設備のないところもあるようだが、住みよい避難所を目指し、冷暖房を設置したらどうか。

2、避難所によっては、プライバシー確保のため、段ボール製のパーテーションを設置したり、シーツ等で仕切るといった工夫も見られますが、ここは一世帯一張りず

つテントを設置し、プライバシーを守ったらどうか。

最後に、災害救助法施行令に基づく基準は、避難所を原則として学校、公民館等既存の建物を利用とあるが、本町に災害時避難所として多目的宿泊施設を建設し、平常時は町内外からの宿泊施設に利用したらどうか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「避難所の環境改善について」お答えをいたします。

避難所は災害で住む家を失った被災者などが一時的に生活を送る場所であり、避難者の健康が維持されることが重要な課題でございます。

避難所生活が長期化するほど、避難者の心身への負担が増加することから、避難所の環境を良好に保つ必要がございます。

御質問1点目の、避難所の冷暖房設置につきましては、発災直後に避難者の健康維持を図るため、国の支援により、このたびの災害で開設した全ての避難所に冷暖房設備を設置をいたしております。

御質問2点目の、プライバシー保護のためのテント設置につきましては、避難所へテントを設置をした場合、昼間の活動スペースや避難者の健康管理のための段ボールベッドを設置するスペースの確保が困難となります。

このたびの災害では、避難者からの要望により、段ボール製パーテーションを利用してプライバシーを確保したことから、テントを設営する場合にも、避難者と十分に協議する必要があると考えます。

御質問3点目の、災害時避難所としての多目的宿泊施設の建設につきましては、イニシャルコストやランニングコスト、また、平時の施設の運営など、多くの課題が見込まれ、建設は困難というふうに考えております。

今後も、良好な環境で避難所を運営できるよう努力をまいります。御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 避難所への避難率がかなり低かったようでございますが、その原因の究明、また、対応はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えをいたします。

現在、このたびの災害において、土砂災害対策有識者委員会というのを組織しております。このたびの災害に対して避難された方、避難行動にどうして結びつかなかったのか、また、早急な避難行動にはどうすべきか、そういった観点で議論をいただいております。そういった方々と有識者の方の御意見を踏まえながら、今後のマニュアルとか計画の策定等に反映させていきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） マニュアルとか委員会で検討されるようでございますが、一つには、避難率が低かったというのは、指定避難所が遠かったとか、避難経路の問題もあったようでございますが、ここで、より近い安全な場所に、臨時でも避難所とか退避場所などを設置して、逃げやすい環境を整えるというような考えはございませんか。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えをいたします。

災害から身を守るための避難場所というものは、それなりの規模と堅牢な建物であることが必要と考えております。そういった建物につきましては、基本的には町が持っております公共施設、そういったものが規模といい強度といい、そういったものが十分満たしておるものと考えております。しがたいまして、そういった避難行動が予定されておる場合には、町といたしましても、早目の避難勧告とか準備情報等を出すように心がけてまいりますので、そういったことも含め、早目の避難行動をとっていただいで、安全な公共施設のほうへ早目に避難していただくように皆様に啓発をしてまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） はい、わかりました。

避難所で被災者の生活環境の中で、食事のメニューとか提供方法といいますか、提供といたらいけんのですが、そのような規定がないようですので、マニュアル等を作成して対応してはどうか。

また、これはどうなるのかようわからんのですが、給食センターなどの活用とかいのは検討されんのでしょうか、その辺はどうでしょう。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えをいたします。

食事につきましては、炊き出し等がなかなか困難な状況が想定されます。したがって、民間のそういった食品業者様から、それなりのパンであり弁当でありを購入することが一番効果的であろうと考えております。毎日、毎日、同じというわけにもまいりませんことですから、業者さんとメニューの相談をしたり、あるいは、業者さんをちょっと変えていただいたり、また、食事に制限のある方につきましてはそれなりの対応をするなど、今回もそのようなことをしております。

給食センターにつきましては、被災された場合においても、学校の運営等がございますので、そこから先はちょっと私のほうからは、なかなか給食センターには頼みにくいのではないかと思います。ちょっと教育委員会のほうがどのように判断されるかは協議をする必要があらうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 避難所において、たくさんの避難者が避難されますが、高齢者、それと乳幼児といえますか、そういう方々への対応等のようなものはどのようなものでしょう。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 議員御指摘の高齢者、乳幼児に関しましては、福祉避難所業務といたしまして、個々の要望に応じて、必要なものであるとかいうものは提供いたし、対応についても、一般の方とちょっと違ったような、特別な配慮が要る方については、そのような配慮をして調整をしております。

○議長（川本英輔議員） 岡本議員。

○3番（岡本則夫議員） 最後でしたね。

避難場所にペットと同行避難、これは本町ではどういう対応をなされてますかね。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えをいたします。

当町の考え方といたしましては、基本的にペットをお連れいただいた場合には、かごに入れていただいて、外のほうで係留していただくというふうなことをお願いしております。

さらに、例えばアレルギーをお持ちの方も当然避難していらっしゃる方もいらっしゃいますので、その辺の配慮はお願いをしております。

また、どうしてもそういう場合ができないときには、動物愛護センターのほうに申し出ただいて、例えばペットホテルでありますだとか、そういったところで保護をお願いするようなことで対応をさせていただいておりました。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時28分）

（再開 午前11時28分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お願いします。

このたびは、この災害では、小屋浦において、そういった方がいらっしゃいました。そういったペットと同居される方の個室ございますか、場所を確保、このたびの災害でいたしました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「災害による急傾斜対策事業に伴う車両道整備は」について質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「災害による急傾斜対策事業に伴う車両道整備は」の件についてお伺いします。

西日本豪雨災害では、町内では甚大な被害を受けました。横浜地区でも崖崩れで崩壊した箇所を二次災害を防ぐための緊急的な急傾斜崩壊防止対策工事を、現在、審査中も含め、5カ所の実施が計画が進められていると聞いております。

横浜西では、かねてより緊急車両が入らない車道が多く、対策事業が計画されている西6441地区や、現在、審査中の箇所へも車両道がないために復旧作業が難航したことは言うまでもありません。

本年度整備予定の横浜西地震津波一時避難場所へも、平成27年度に農道の整備をしていただいたが、豪雨災害を受け、避難者等の対応を考えたとき、横浜西地区から鯛尾地区への一時避難場所を中心とした車両道の必要性を感じました。

早い復興が望まれますが、復興事業に伴い、地域性を含めた10年後、20年後の安心・安全に向けての都市計画の中に車両道整備が必要と考えますが、町当局の考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害による急傾斜地対策事業に伴う車両道整備」についてお答えをいたします。

このたびの7月豪雨災害では、住宅の裏山の崖崩れも多数発生をいたしております。このような崩壊箇所の多くは民地であり、基本的に土地の所有者により対応を行うものですが、要件に該当する場合は、国や県の補助を受けながら、県や町の緊急対策事業を行う計画といたしております。

御質問の、復興事業に伴う車両道整備についてでございますが、本町は平成ヶ浜や北新地等の一部の地域を除き、平地部から山裾に向け、ほとんどが狭隘な町道で構成され、加えて、急峻な地形に住宅が連続して建てられており、道路を拡幅することは土地所有者の協力も必要であり、なかなか進まない状況でございます。

しかしながら、このたびの災害を受け、改めて道路の重要性を強く認識をいたしたところであり、県道坂小屋浦線のように、地区の骨格となるような道路の整備や、地区内の補助幹線となるような道路の機能強化の必要性を感じております。

このため、道路の整備促進をこれまで以上に関係機関に働きかけを行うとともに、災害関連事業に係る工事用道路の計画や、国で実施される復旧・復興に向けた調査などを踏まえ、地区内の補助幹線道路整備の可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

今後とも、地域の皆様、関係者の皆様と協力をし、安全・安心のまちづくりに向けてともに取り組んでまいります。

御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 答弁にありましたように、今回の質問をした災害箇所の多くは民地です。このたびの緊急対策事業を行うに当たり、該当の所有者は喜びと安堵をされてありがたがっておられます。このことを再質問の初めにつけ加えさせていただきます。

再質問をいたします。

県施工の急傾斜崩壊対策事業である横浜西の6441地区、その地区は、高速の側道がトンネルの手前までで途切れているんです。御存じだと思いますが、そこから整備施工予定地まで町道がだんだんだんだん狭くなっている状況です。整備を行うにしても、工事車両等も入らないことが予想されます。その狭くなっている部分のあたりには、空き地や空き家などがあるんです。でもそれも土地所有者との交渉を行わなければならない。答弁に、その交渉がなかなか進まない状況にあるということですが、早急に交渉を進めていただいて、工事用道路として、できるところから道幅を広げていただければいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

議員御指摘のように、狭い町道に向けて、それを通行しながら急傾斜の緊急事業を県のほうがすることになります。しかしながら、現場に搬入する重機や資材等もございまして、町のほうが、今、聞いておりますのは、何らかの形で工事用道路として広げながら、円滑に工事を進めてまいるといふふうに伺っております。

町といたしましては、そういった工事用道路を将来的に町道として転用できないかどうか、そういったところも含めて町道の拡幅を検討して、探ってまいりたいといふふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） ぜひ工事用道路から町道にという拡幅を実現していただきたいと強くお願いいたします。お願いしたらいけんのよ。よろしく。

次に、町施工の崖崩れ対策事業である横浜西の6259、その箇所へも同じように、これも民地ではあるんですが、施工をされるような状況を報告を受けております。所有者も大変喜んでいらっしゃいます。

これもさっきの質問と同じようになるんですが、ここも道幅が狭く、地震津波一時避難場所へ通じる道ですが、車両が入りません。この際、6259の整備時に、入り口から、入り口というのは、高速道路の側道、そこから一時避難場所までの道路の拡幅整備も必要と思うんですが、このあたりはほぼ農地ですので、交渉がしやすいと思います。いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

今ほど、議員のおっしゃられました地区につきましても、極めて急峻な地形でございまして、容易に道路を拡幅するということはなかなか難しいわけではございますが、工事用につくられる道路を、その後、町道に転用するような町道整備も考慮しながら、一度にできるわけではございませんが、計画的に少しずつでも道路を広げることができる箇所から、町道の拡幅を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） ぜひ前向きに検討をお願いします。

次は、横浜西一時避難場所の予定地から鯛尾地区に向かつてのことを質問します。

鯛尾地区に向かう農道でも、豪雨のために急傾斜が崩れて、農道の下に空洞がある箇所があるんです。その避難場所整備に使用する際に危険が伴うと思うんです。その場所は早急に対応をしてほしいのですが、これもまた、先ほどのつながりがあると言いましたが、鯛尾地区から一時避難場所への入り口が階段になっております。その階段があるところに空き地があるんです。これ、所有者がはっきりと、今、どこですということは言えませんが、空き地があるところがあります。階段はなくして、そこから真っすぐ、足の悪い人でも、車椅子でも、引いてでも、荷物を運ぶのにも運びやすいようにスローな感じにして、階段をなくす。そして、拡幅工事とともに、そこもほとんどが農地なんです。崩れた箇所が、今、整備に当たらない箇所でも3カ所ぐらいあります。ほとんど土砂はとってあります。とってあるけど、整備していただいた農道の下に空洞があったりして、一時避難場所の工事をするのも危険ではないかということで、ついでといたらなんですが、入り口の場所を整備していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

今の一時避難場所から鯛尾に向けての町道部分について、一部道路の下がすいているといったようなものにつきましても、早急に町のほうで保全措置なり対応をさせていただきます。

また、鯛尾地区付近の階段、スロープにしてはどうかということでの御提案でございますけれども、スロープのほうが高齢者等々、弱者に対しては優しい構造ではある

と思いますけれども、そちらの箇所を、まずは土地の所有者さんの形態、どのような方がどのようにお持ちか、あるいは過去の経緯があるのか、ないのか、あるいはまた、地形の状況等も確認をさせていただきながら、可能な対策なのかどうかも含めて検討はしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） ぜひ前向きに可能性を探って検討をお願いします。

これ、最後になります。

答弁にありました、災害を受け、改めて道路の重要性を強く認識したとのことですが、今回は地元である横浜西の道路拡幅整備について質問をしました。でも町内には同じような地域が多くあります。豪雨災害前にも、町内の町道についての取り組みについては聞いてはいたんですが、災害関連緊急事業に伴い、将来に向けての町道拡幅計画についてどのように考えておられるのか、町長にもお聞きしたいので、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 道路の拡幅につきましては、当然、これまでもいろいろ地域住民協さんの要望等をお聞きをしながら、どうあるべきかということは検討をしてきております。

加えて、今回の災害によりまして、やはり狭隘な道路が応急復旧等にも大きな影響を及ぼしたということも事実であります。これから各地域で、各住民協単位で、またいろいろなこの復興関係の説明をすることもあろうかと思えます。そういう機会に、やはり地域と一体となって、その地域と行政がどういうふうに整理をしたら、これまでに以上に住みやすく、安全・安心な地域になるかということも考えながら取り組んでいきたいと思えます。

町が勝手に線引きをしても、これはどうにもならないことでもありますので、やはり、くどいようですけども、地域の協力があって、地域と行政が二人三脚でこういう事業は進めていかないと絶対実現せんと思えます。そういう観点で、議員の皆さんにも、各地域でそういう協議の場がございましたら、ぜひともそういう趣旨のことを地域の住民の皆様にも説明をしていただければ、またよりよく計画は進むんじゃないかというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「宅地内の土砂・がれき・家屋撤去の

件を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「宅地内の土砂・がれき・家屋撤去の件を聞く」を質問をいたします。

前回の復興対策特別委員会において、町長は、インフラを含め5年くらいをめどに復旧・復興を進めたいという頼もしい言葉をいただきました。

現在、大方の土砂、がれきは多くのボランティア、地区住民、消防団の方々の協力で撤去されてきたが、依然として手つかずのところが多く見受けられる。今後のこの土砂・がれきはどこにどのような方法で撤去できるのか。

また、家屋撤去は11月13日現在、公費撤去申請が176件と聞いているが、まだ申請数は増加するのか。特に、小屋浦地区において、隣接家屋の分離撤去についての考えは。

緊急生活再建のため、災害直後に家屋の内外の土砂・がれきの撤去、また解体を公費で負担はどうなるのか。町当局の意見を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「宅地内の土砂・がれき・家屋撤去について」お答えをいたします。

このたびの7月豪雨災害では、土石流に加え、河川の氾濫による家屋の浸水被害が多数発生をしたことから、現在、宅地内に流入した堆積土砂の撤去や、全壊・半壊家屋の解体を行っているところでございます。

御質問1点目の、現在も宅地内に残っている堆積した土砂・がれきの撤去方法につきましては、被災された方の申請により町が土砂等を撤去し、災害廃棄物二次仮置き場などへ運搬をして処分をいたします。

御質問2点目の、家屋の公費撤去の申請数についてでございますが、相続など権利関係の整理がついたものなど、現在も1日1件程度の申請書が提出されており、今後も申請数は増加いたしますというふうに考えております。

御質問3点目の、小屋浦地区の隣家家屋の分離撤去につきましては、国に問い合わせたところ、家屋解体申請者が隣家の同意を得た場合、分離して撤去することが可能であると伺っております。

御質問4点目の、町が撤去する以前に、自費で土砂や家屋の解体撤去を行った場合

の公費負担につきましては、自費で行った証拠書類を添えて申請をしていただければ、基準単価に基づき償還払いを行うことといたしております。

今後も、被災者の生活再建に向けて努力してまいります。御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 町長がさっと言ってくれたけど、今、この撤去の件について、最初の町長が言われたとおり、こういうわけにいけないんですよ。

今まで、7月、8月、9月まではまだ何もできとらん。そのころに早期撤去したのもおるんですよ。ですが、今現在、そうなんですよ。どこへ持っていけばいいのか。いけないんですよ。

それで、私もこの間から何件があったんでやるけど、11月の末までには1カ所でもいい。その前は、1年や2年はあそこのB&Gへ行きますよというて、私も町民から言われるから、その場で言って、その場で電話してやってきたのに、それすら、それがちょっとおくれたら、もうできない。これはやはり、被災者は早くやろうが遅くやろうが、この辺はゆっくり、おたくらも早くにするのはわかるけど、一人一人の気持ちも酌んで、今からやる撤去も同等の方法でやれるかどうか、それをもう一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えをいたします。

この被災した家屋の公費解体につきましては、現在、町のほうで発注をして、順次、解体しておるところでございます。

住民の方個人さんが解体業者さんに撤去される場合においては、それにつきましては、解体業者さんが廃棄物については処分をしていただくこととなります。町が行う公費解体については、二次仮置き場のほうへ持っていきますんですけども、業者さんが直接やられる分につきましては、業者さんの負担、業者さんが処分されることとなります。

ですから、その費用につきましても、償還払いの申請の対処となることとございますので、そういった件につきましては、環境防災課のほうへ御相談をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 今、部長から言われたことは確かにわかります。しかし、ほいじゃあ、今、やりよる業者、指定業者、何人おるか。

それから2問目の分、176もあって、今、めげるか、今、壊せれるか。どうしてかいうたら、これだけありながら、まだ業者がこのたびも37ぐらい入りましたよね。それでも、その37の中にも、時間がないから言うけど、小屋浦地区も一緒。小屋浦地区からも、今、十何戸ほど、さっきの3番目の答えと一緒に、分離解体があるんですよ。でも、町長が言うのには、国に聞いたら、これは国の問題じゃないんですよ。当然、小屋浦にしても、今まで分離したのがある。確かにうちはめぎたい、ここはめぎたくない。早く言えばいいいうのがあるけど、そうじゃなくて、人間の精神いうのは、4カ月やそこらで、元気な人はさっささっさやってきた。でも、親子がおって、親ができません。子供とも相談ができません。子供がよそにおる。こういうものも一緒にして解体ができるわけではないんですよ。それからようやく4カ月、5カ月になって、うちも再建しようと思ったら無理だから、年寄りだからできませんから、ほいじゃあ壊してもらおうか。今ごろになって、遅うなって、町民からそういう意見が出とるんですよ。それは全くうそなんです。あるところに行けば、とにかく今の公費にしてもそのとおりです。できて、2カ月後には、もうホームページで開示しとるんですよ。でも坂町、いまだにまだはっきりしたデータ開示でもしてますか。ホームページも出しとるか、その辺を聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えをいたします。

公費解体の取り組みにつきましては、我が坂町は、このたびの広島県内でも一番先に周知を図って、受け付けを始めたところでございます。ですから、県内でうちがとろとろしとるわけではなくて、一番早い周知を始めたのが坂町であると認識をいたしております。

また、そういったいろんなホームページにつきましても、当然のごとく、周知のほうをホームページにも載せておりますし、それなりの窓口も常に役場の2階のほうに窓口も設けておりますので、いつでも御相談に来ていただけるような体制を常にとっておるところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） さっきも一遍に言ってしまったんじゃけど、例の小屋浦の分

離解体、町長も言ったように、国に言うたらオーケーじゃいうて言った。だけど、これ、費用がかかるんですよ。どうしてかいうたら、真ん中に門はあるけど、壁がこうなって、こっち側から押し入る、こっちの家がこっちから押し入るような家が多々あるんですよ。そうしたときに、膨大な費用がかかるんですね。その辺を、やはりこれは、この災害のときですから、その家に対して屋根からすぽんと切る。それは切るのもみやすいかもしれんけど、それで、今、恐らく町も知つとると思うんですが、見積もりも入つとるはずですから、そうすれば、小屋浦地区においては、あそこも解体がおくれる、それも、今、37かの解体が、今、業者に出とるけど、その中にも仕事はあるんですよ。そしたら、それに対してでも、町としては少しは寄り添って、相談をしてやって、相談を受けてやってもらう、それをやってもらわない限りしてないような気がするんじゃけど、その辺を聞かせてください。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午前11時55分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えをいたします。

先ほど国のほうに問い合わせるということでございましたんですけども、この被災家屋の解体撤去は環境省における補助対象事業でございます。あくまでそういった形の中でどのような対応ができるかというのを国に確認をしたところでございます。

さらに申し上げますと、建物ですので、個人の所有財産でございます。仮に解体撤去は町の公費で行うこととなりますんですが、権利主体は、仮にAさん、Bさんとなります。その二方で同意をとっておいていただかなければ、先ほど申し上げました、二戸一といいますか、長屋建てで半分切ったところに必ず損傷が残ります。その損傷は誰が負担するかというのは、所有者の間でやっておいていただかないと、町としてもそういった工事に着手することができません。したがって、そこの所有者同士の、関係者同士の合意が必要であるということで進めておりますので、そういったことは対象となる皆様に御相談には当然に乗っておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 最後に、この解体のうちで道路があるところは割と早ういきよるんですね。ですが、今、中村地区にしてもそう、森条地区にしてもそう、勿条地区にしてもそう、小屋浦でもそうですね。道路がないところは、でも再建したい人がおるんですよ。その状況を皆さん職員で一生懸命探して、電話でもかけて、大体わかってると思うんですよ。そういう早目に再建したい人は、早目にやってもらいたいというのが私の意見でございます。どうかそれも検討いただけませんか。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

申請された方、皆さん、早目に再建されたいのは重々承知をいたしております。そうは申し上げましても、申請の受け付け順が念頭にはございます。そうは申しましても、工事の発注の関係において、例えば一団のところで、一団とまとめてやったほうが工事の施工性、迅速性、経済性も確保できます。そういった分類も踏まえ、またさらには解体を申請される方の今後のどういう再建方法等についても考慮に入れながら、そういった発注の形態を順次整えてまいっておりますので、そういう体制で臨んでおりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午前11時58分）

（再開 午後1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 一般質問を続けます。

6番奥村富士雄議員から「小屋浦地区の復興・再生に買い物・医療弱者早期解消を」について質問願います。

奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 「小屋浦地区の復興・再生に買い物・医療弱者の早期解消

を」の件で質問いたします。

このたびの豪雨災害で小屋浦地区は甚大な被害を受けました。犠牲者の方々に対し哀悼の意をあらわし、被災者の皆様にお見舞い申し上げます。

現在、復旧・復興作業が懸命に行われていますが、倒壊家屋が多く、撤去され、更地になっているところや、撤去待ちの家屋も多くあります。町有住宅や仮設住宅への仮住まいを強いられている方も多く、小屋浦地区の人口は減少していますし、今後も減少し続けることが懸念されます。

それに拍車をかけるのが、食料品などの買い物できる店舗が被災し、閉鎖中であり、週4回の移動店舗販売をしていますが、住民の皆様の要望に応えられるには至らず、満足に買い物できない状況が続いています。また、医院も被災前に閉院となっており、日常生活や健康面が不安です。

小屋浦に住み続けたい、帰ってきたいと思われる方々も、このような不便で不安な状況では難しいのではないのでしょうか。小屋浦地区の復興・再生には長い時間がかかるでしょうが、たちまち生活に困る状況を解消しなければなりません。

まず、買い物環境、医療環境に取り組んでいくことが重要ではないのでしょうか。店舗の再開、移動販売、宅配、買い物代行などでの買い物支援、また、医療については、たかね荘こやうらに済生会医師の派遣で医療支援などを行う。これらのことについて、地元、行政、事業者が一体となり、早期実現に向けた取り組みを行うことが重要と思うが、町長の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「小屋浦地区の復興・再生に買い物・医療弱者の早期解消を」についてお答えをいたします。

このたびの7月豪雨により、小屋浦地区の買い物環境につきましては、唯一のスーパーマーケットが被災をし、現在も閉店をしており、住民の皆様は御不便を感じておられることと思います。

また、医療機関につきましては、被災前の本年3月末に内科が閉院されております。

御質問の買い物環境の整備につきましては、坂町地域包括支援センター及び本年10月に開設をいたしました坂町地域支え合いセンターの働きかけにより、現在、3社の移動販売事業者が、閉店中のスーパーマーケット前で週4回、小屋浦町有住宅で週3回、藤之脇第二公園で週1回、移動販売を行っております。

町といたしましては、閉店中のスーパーマーケットの動向を逐次確認するとともに、坂町地域支え合いセンターを通じて買い物支援に関するサービスや宅配業者の情報を提供するなど、今後も住民の皆様の御要望に応えられるよう取り組んでまいります。

次に、医療環境の整備につきましては、本年3月に小屋浦地区の医療機関が閉院に至った状況などから、新たな医療機関の開設は難しいものというふうに考えておりますが、引き続き、各関係機関等に働きかけを行いつつ、さまざまな可能性を検討してまいりたいと考えております。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） なかなか答弁としては、現状やっておられることで、確かに移動販売車が来てやっとなるわけなんですけども、何か移動販売車は10円ほど上乗せとかいうようなこともありますし、それでこの移動販売車がいつまで続くかということもあるわけですよ。ずっと続けるというわけには多分いかんと思うんで、何らかの形でやっぱり常設店舗を誘致するか何かいうのは必要じゃないかと思うわけですよ。

それで、なぜ小屋浦にそういう例えば医院がなくなったりとか、店舗がなくなってくるかいうことは、人口が減つとるからということがあるわけですが、また減つてくると、また人口減に拍車がかかるというようなことになるわけで、やっぱりそういう施設をとにかく民間任せでなくて、行政が強力に推し進めていく必要があると思うんです。支え合いセンターとかそういうところに頼るんじゃなくて、行政が、町長がトップになって、そういう店を誘致するとかいうことも必要じゃないかと。

それで、雇用促進を購入する前に、あそこの再開発ということで、プランを立てたことがありますよね。その前年じゃったかと思うんですが、小屋浦のマンションを建てて、下へスーパーを持ってこようという計画を立てたことがあるんですけども、現在、町有住宅になつとる部分も含めて、隣にもちょっと小屋浦の講の土地がありますけども、そういったところを例えば再開発して、住宅の誘致と店舗の誘致、これを例えばやるとすれば、やっぱりかなりの期間がかかるわけなんですけれども、そういったことも将来を踏まえて考えていく必要があるんじゃないかと思います。そこら辺のことについてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） まず、現在まで、被災前までございましたスーパーマーケット、あるいは本年3月に閉院をしました医療機関についてでございますけれども、スーパーマーケットにつきましては、関係機関にもう何回も現在も働きかけておりますが、なかなかいろいろな環境、あるいは状況の中で、一步踏み出せないというような状況もあるようでございます。JAさんとの関連のあるスーパーマーケットでございますけれども、あくまでも母体は分かれておるわけでありまして、やはりそういうこともあり、今現在、いろいろと協議をしていただいておりますところでもございます。

また、医療機関につきましては、残念なことに、本年3月に閉院をされたわけでございますけれども、以前の全員協議会か何かの折にも少し申し上げたと思っておりますけれども、やはり人口が小屋浦地区は、今、1,800人ぐらい、被災前はですね、の状況であったようでありますけれども、やはり地域の医療機関として、地域が一体となって医療機関を支えていくというような環境と申しまししょうか、状況が生まれないと、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

加えて、済生会さんのほうにもいろいろお願いもしておりますし、また、県の医師会のほうにもいろいろお願いはするようにいたしておりますが、やはり今まで開院されておられた医療機関が閉院した経緯とかいろいろなことがあると思っておりますし、また、先ほど申されましたたかね荘ですか、あちらのほうにもどうだろうかという打診もしておりますが、これは、一応、あつこが小規模特別養護老人ホームということで、その中に例えばそういう診療所を設けるということはできない、難しいというような回答もいただいております。

またさらには、先ほど申されておりました旧雇用促進住宅、今は町有住宅となっておりますけれども、あそこにつきましても、当初は確かに開発したらどうかということで考えてきました。隣にあるワキタさんの土地も小屋浦講連合会にお願いをして、一体的な開発ができないかということも検討してまいりましたけれども、これも、当時、雇用促進住宅を持っております国の出先機関が、国から財源が出ておるわけでありまして、その関係で、今すぐ取り壊して開発をすることはできないし、そういう団体には売却はできないというようなお話がございました。そういうことで、一応、買い取りまして、それならこれを活用して、いわゆる子育て世帯を小屋浦に呼び込むような仕組みをつくろうということで進めてきておったわけでありまして、御承知のように、今回、こういう被災によりまして、それが可能にならなかったわけであり

ますが、しかしながら、ある意味、あつこに64戸、5戸という空き室がございましたもんですから、小屋浦地区の被災された方は、すぐ入居できたということでは、逆にそういう面ではある意味よかったんじゃないかなというふうな思いも持っております。

そういう中で、今現在、国、県も交え、そして町とで、これからの復興ビジョンというものを、今、いろいろ計画を練っております。それが本年度、来年3月末までには、タイムスケジュール等も含めて骨格ができてくるということに、今、なっております。それができまして、また、先ほども説明させていただきましたけども、各地域でそのプランを説明させていただきながら、いろいろ地域の御要望をいただきながら、それを肉づけをしながら、本格的な復興に向けて前進をしていきたいというような思いも持っております。

そういう中で、やはり先ほど申しました物販施設とか、あるいはまた、医療機関等も、それぞれの地域の中で、小屋浦地区なら小屋浦地区の中で皆さんと議論を交わしながら、どういうふうに地域と行政がタイアップしていったら医療機関が小屋浦に進出してくれるんかと、来てくれるんかというようなことも含めて、総合的に協議をして整理をしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 3月末に復興プランという中で考えていくということなんですけども、もう3月までいうたらすぐですから、だから小屋浦の店舗についてはこういうふうにやっていこうとか、買い物環境をどういうふうにつくっていこうとか、医療環境をどういうふうにやっていこうかというのは、もう考えとかんと間に合わん思うんですよね。3月から考えるんじゃなくて、3月までにどういうふうにしたいというのがないといかんと思うんです。

それで、町有住宅は10年ほどはそのままというような感じじゃったんですけども、今回の災害ということもあって、災害住宅等のこともあるんで、少し短縮してもらって、そこを再開発するというようなことができるかどうか、これはまだ復興プランでもええ思うんですけども、検討していただきたいと思うわけですよ。

いずれにしても、何ぼ町長が一生懸命子育て世代を誘致しよう思っても、やっぱり買い物もできん、医者もおらんいうたら、来んですよ、人が。あるいは、戻ってこよ

う思っても、戻ってこれないですよ。そこをやっぱり本当に真剣に考えていかんと、小屋浦の復興は、やっぱりその2点は絶対必要不可欠なもんだろう思うわけなんですよ。

それで、今、いろいろと取り組みについて考えておられるんじゃないけども、もう何物にも優先して、小屋浦の再生いうことを考えたときには、それは必要不可欠だから、取り組んでいただきたいというような気がいたしております。

今の市場の問題についても、やっぱりすぐ10年近くはたつんですよね、計画してでも。だからそういうふうに分けたら、今から具体的に地域の人たちと話をまとめながら、やっぱり計画をまとめていく必要があると思います。

医療機関としては、よそから呼ぶいうのもあれなんじゃないけども、例えば町立の診療所いうものはできんもんかどうかいことなんですよ。これもすごい経費かかるはずなんですよ。経費かかるんじゃないけども、そういうもの選択肢の一つじゃないかなという感じがするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 現状では、町立の診療所というのは考えてございません。あくまでも、済生会もごございますし、いろいろな医療機関ともお話をしながら、お願いをしながら、診療所的なものをつくっていただければ一番いいんじゃないかなというふうに思っておりますし、また、先ほどおっしゃいましたように、物販施設にしても、医療機関にしても、確かに早く設置したほうが、これにこしたことはないと思うんですが、進出してくる企業にしましても、医療機関にしましても、今、被災をした状況がどういうふうにこれからしていくのかということがある程度見えないと、なかなかわかりましたというわけにはちょっといかんのかなと思います。

いずれにしましても、タイムリミット、来年3月末というふうにしておりますので、それができましたら、議会の皆様にも説明させていただき、そしてまた、各地域にも、必要な地域には出ていきまして、そういう説明もするような、今、一応スケジュールで考えておりますので、そこらもひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○6番（奥村富士雄議員） 小屋浦地区内でそういう買い物もできにくい、医療も受けにくいという中で、そういう方は、例えば車でなくて循環バスとか交通機関を使って移動するわけなんですけども、これは何度もあるんですけども、小屋浦から坂へ来る

と300円かかると。例えば上条地区とか植田地区とかも、やっぱり買い物とか医療というのは非常に不便なんですけども、それは町内150円で行けるわけですよ。そうすると、小屋浦地区の人も150円で坂の例えば医者に行くとか、買い物ができるような格好になれば、やっぱり上条地区とか植田地区と同じように、同じ町民として同じ金額で便利が図れるわけですよ。そういったことについて、今までは循環バスについて、それは300円は300円よというようなことであつたんですけども、今回のそういう買い物とか医療弱者に対して、そういうような形で、150円というような格好で、これはそういう一つの今回の災害対策じゃないけども、取り組んでいくことができないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、そういった地域の声も現実的にあるのも承知をしております。循環バスの運行のあり方につきましては、坂町地域公共交通網形成計画という計画に基づきまして事業運営を行っておるところでございますが、この計画が来年度をもちまして計画年次が終了するということで、次期計画を来年度行っていくわけですが、この計画策定時におきまして、先ほどの御提案のことも含めて、住民の皆様方の御意見をよく伺いながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「再度、防災行政無線の戸別受信機の普及促進を」について質問願います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） まずもって、このたびの7月豪雨災害において亡くなられた方に対してお悔やみ申し上げます。

それと、被災された方々に対して謹んでお見舞い申し上げます。

それでは、「再度、防災行政無線の戸別受信機の普及促進を」の件について質問いたします。

平成23年9月定例会、平成29年6月定例会において、防災行政無線の戸別受信機の普及促進について質問し、1年が過ぎたことし7月6日に、我が町がまさかの災害に襲われるというアクシデントに遭遇し、16人もの尊い命を亡くしてしまい、今なお、1人の方の行方がわかりません。もし戸別受信機の普及が進んでいたならば、1人でも2人でも助かったのではとの悔しい思いをしております。

去年の答弁の最後に、国の動向を注視していくような答弁をいただいたと記憶しておりますが、町はその後、どのような対応策を講じてきたのか。被災した人の当時の状況を聞くと、まさか我が身に、我が町がという気持ちで避難をおくらせる原因の一因でもあったようでございますが、サイレン、防災無線が聞こえなかったという声も多数聞いております。消防団の方が来て、避難してくださいという要請でやっと避難したということも聞いており、あのような状況下で、消防団の方が二次災害に遭遇しなくてよかったという思いもいたしております。

先日、4年前に被災した広島市八木地区の復旧状況を視察に行っていました。4年たった今なお、復旧工事が行われており、地区での防災無線の活用は、区長の家で受信でき、エリア内の住民の方に区長が広報して回る手法だと事務長の方からお聞きいたしました。ぜひ各家庭に設置して有効してほしいとの説明を受けたところです。

坂町でも早期設置の方向で考えていただきたいが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「防災行政無線の戸別受信機の普及促進について」お答えをいたします。

このたびの7月豪雨では、町内で16名の尊い命が失われ、今なお、1名の方の行方がわからないなど多数の人的被害を受けており、改めて避難情報の伝達方法や、その情報を避難行動に結びつけることの重要性を強く認識をいたしましたところでございます。

現在も国において戸別受信機の普及促進を進めており、戸別受信機の量産化、低廉化、買いやすい価格を図るために、機能を厳選した標準的なモデル等を策定をし、引き続き、関係事業者において開発を進めていると伺っており、これまでこうした開発動向を注視してまいりました。

今後、事業者が比較的安価な戸別受信機を開発した際には、コスト面を防災ラジオや他の情報伝達媒体と比較をし、導入に向けて前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、町では、現在、坂町土砂災害対策有識者委員会を立ち上げており、町民の発災時の避難行動等を分析し、町民みずからが必要な避難行動と適切な災害対応をとることができるよう、各分野の専門的な見識と住民代表者の意見を取りまとめていると

ころでございます。

この委員会におけるアンケート調査の中では、避難情報の入手方法についても意見を伺っており、その調査結果を踏まえ、よりよい情報伝達手段を検討してまいりたいと考えております。

今後も、町民の安全・安心のためにさらに努力してまいります所存でございます。御理解と御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 町長答弁、前回と何ら進展してないように思いますが、国の動向では、国の伺っておるということで、国の戸別受信機の整備状況についてお答えください。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

国の動向と申しますのは、現在、事業者、有識者等を含めた防災行政無線等の戸別受信機の標準的なモデル等のあり方に関する検討会というものを組織され、本年3月末にそういった標準的なモデルが示されておるところでございます。そのものにつきまして、現在、ちょっと社数は忘れたんですけども、そういった標準的な仕様に基づいたモデルに基づく戸別受信機の開発を行っているということと聞いております。

また、国のほうにつきましても、町長の答弁にもございましたように、国のほうも普及を進めておることから、国のほうのこの導入に向けた制度の改変、制度の改正を、今、考えておるといふふうに伺っておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 総務省が防災行政無線等の戸別受信機の標準的なとか、総務省が出したあれを、私はインターネットで28枚ものあれを出して調べました。戸別受信機の整備状況、防災行政無線を整備している1,459の市町村、坂はもちろん整備しているから入りますね。全市町村1,741団体のうち83.8%がこの防災行政無線を整備して現在おります。そのうち、全戸配備、無線の、538団体、36.9%が全戸配備しておる状況です。

質問が5問ということなので、ちょっと続けさせていただきます、その件についても。一部配備が708団体、48.5%、平成29年3月消防庁調査、今、私が質問した

中の広島市は、その一部の区長の家とか、そういった人が集まるところに配備されておるといふ状況です。こういう状況を御存じであれば、私は答弁が変わってきたのではないかというふうに認識しておるのですが、こういう数字を御存じですか。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

議員御指摘の先ほどの報告書、当然、私も手元に持っておりますし、それも読ませていただいております。

そういった中で、戸別受信機を使用する自治体のほうと、戸別受信機を製作する事業者のほうと、いろいろな使い勝手の問題とか、さまざまところで問題提起がなされております。標準仕様がないために、運用方法がそれぞれ違うとか、そういった機器と機器との取り合わせ、相性とかも、さまざまところで不具合が生じておるようなことも聞き取りがされております。

そういったところを踏まえて、国の有識者を踏まえた事業者との協議の中で、標準的なモデルをつくったという仕様書が作成され、それに向けて事業者の皆様が開発をされておる段階だというふうに伺っております。

そういった中で、新しいそういったモデルの戸別受信機が開発されるのが、あした、あさってとかいう話にはならないかと思いますが、そういったものにつきまして、十分に精査をした上で、戸別受信機の導入に前向きに検討を進めていくということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） いつまでたってもいいものが出るのを待つ、待つ、待つでは、私が最初に23年、それから私は意を強くしておるわけですよ。やはり私の考えは間違っていなかったんだなと。総務省も、国が動き出して、そういうふうな方向で進んでおるといふことですから。だけど、今、36.何%が日本全国でも運用しておるといふことであれば、ぜひ坂町でも、いいものが出てから、いいものが出るまで待つというのではなく、早急にそれらを導入していただきたいと思っております。それで総務省のほうも、そういった委員会のほうも、今後、戸別受信機の整備がより強く求められる世帯等は以下のとおりですといふところに、最初に、平成26年広島市土砂災害とか糸魚川の大規模火災とかいふふうなのが入ってくるわけですけど、これは平成2

9年3月末現在で総務省の発表が30年3月です。いうことは、広島県とかそれらはその後の7月ですから、恐らく発表があるとしたら、広島県坂町もきっと含まれる中なんです。急がれる世帯です。そういうふうなことが書いてある中で、急ごうと思いませんか。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

早急な整備が必要であることは認識をいたしておりますが、繰り返しになりますけれども、新たな標準的なさまざまな問題をクリアできる標準仕様のモデルができるものを導入するのが一番効果的な方法であると考えておりますし、また、先ほどお話でありました土砂災害有識者委員会においても、そういった避難行動へ結びつけるためのあらゆる広報活動等につきましても御議論いただいておりますことから、そういった中も含めた導入のほうを検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 答弁の中で、大量に標準仕様ができて、どこも同じでいうことになって、大量にできれば値段も下がるのではなかろうかみたいなニュアンスのことを答弁されましたけど、これらに対して国の補助がありますね。もちろん御存じですよね。御存じなんですか。これも一つのあれになる。私のほうが、先、こういったのがありますみたいなのを言ったらいいのかな。緊急防災・減災事業債、特別交付税措置として地方税の充当率100%ですよ。戸別受信機等を単独で整備する場合。そしたら、安価どうこうでなくて、これを利用してからやったらどうなんですかね。

それと、戸別受信機と同等の機能を有するその他の装置、FMとかそういうふうなのをあれして、無償貸与であれば、70%出してくれるというふうなのもあるわけですよ。だったら、お金が安くなるまで待つどうこうでなくて、そういった特別交付税措置とかそういったのを利用してから、どんどん前へ進めるべきじゃないでしょうか、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、おっしゃられたこともよく承知はしております。ただ、その財源は、全戸ではなく、ある程度限定をされた方が対象となる措置だと思います。

全戸ではないと思います。

坂町におきましても、2年前、3年前ですかね、消防庁のほうへ行きまして、そういうお話も伺っております。それはやはり高齢者の方とかいろいろなそういう特別な方に対しての貸与に限り、そういう仕組みが適用されますけれども、やはりそうではなしに、そういう戸別受信機にしる、あるいは防災ラジオにしてもそうなんですけども、これを整備するとなると、やはり全戸に整備をしないと、これはまた余り効果もないかもわかりません。

また、住民のほうからも、我々もそういうものを整備をしてくれという要望もあるかもわかりません。そういうことも勘案しながら、やはり最終的に精査をして取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

いずれにしましても、先ほど答弁で申しましたように、戸別受信機がいいのか、あるいは、今回、災害のときに使いましたFM放送のラジオがいいのか、そういうものもしっかり検討していかなければならないと思います。

これも中国総合通信局のほうで聞きますと、そういう災害が起きたときには、特別なチャンネルでそういう情報も流せるような仕組みもあるというふうなことも伺っておりますので、いずれにしても、そんなに遠くはない時点で、近い時点で、住民の皆さんの御意向も伺いながら、今回、FM放送も発信をさせていただきました。そういうこともございます。全体的な御意見をいただきながら、そして負担のことも御理解をいただきながら、整備に向けて前向きに取り組んでいくということで、今、考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 今まで何を行うにしても、バスを導入するにしても、6カ月ぐらい試用期間とかいうふうなのを、そういった事業を起こすにして設けてやってきたわけですよ。これらでも、出るんでなくて、どこどこをまずモデルにやってみようとかいうふうな試行期間みたいなのを持っているのが、この緊急防災・減災事業債なんかは100%が無償あれでなりますけど、期間が32年までなんですよ、これが32年。そういったのを思いよったら、時はすぐにたってしまいますよ。そういったのを本当に知ったんかどうかわらんけど、答弁の中へ全然盛り込まれてないから、私が質問して、私が答弁するような格好になりますけど、時はそうないわけですよ。だから、そういうふうな全戸に、今、私が最初に聞いてから7年、去年、1年前、6月

に聞いて、1年ちょっとでこういうふうな大災害遭うに至ったわけですけど、そういったのをちょっとでも早うに導入して、試験的にでもいうふうな思いはないんですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今回のFMラジオについては、ある程度、試験的なものにもなるんじゃないかというふうな気もいたしております。ただ、FMラジオのシステムを導入するいうわけではございませんけども、それも選択の一つだと思うんです。そういうことを、これから3月末には、さっきも申しましたように、全体的なプランもできてきます。そういうものも説明する機会も必ず各住民協で出てくると思うんです、今回、被災をしたところは特に。そういう中で、そういうことも含めて、いろいろな方の御意見を聞きながら、早い段階でどういうものを導入したらいいか、あるいは、先ほど申しましたように、それにかかる経費もやはり考えておかにゃいかんわけでありまして、全体的にそういうものを皆さんの意見も聞きながら、精査しながら、よりよいものをつくっていきけるように前向きに検討をしていきたいということで、今、整理をしておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） 2番末吉克己議員から「土砂災害を踏まえた今後の対応は」について質問願います。

末吉議員。

○2番（末吉克己議員） 「土砂災害を踏まえた今後の対応は」の件について質問いたします。

このたびの西日本豪雨災害でお亡くなりになれた方に哀悼の意をあらわすとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

災害復旧作業においては、関係各位の方々におかれましては、夏の炎天下での土砂撤去等の重作業に従事され、多くの方々の御支援、御協力をいただいたところであります。

坂町は復旧・復興に向けてさらなる将来あるべきまちづくりに向けて前進しています。そこで、今後の対応についてお伺いします。

①今までの避難経路では、雨で水がたまりやすい場所や、川が氾濫する可能性のある道路などがあり、今後の避難経路を見直す必要があると考える。

②土砂災害警戒区域での危険区域に隣接する安全な場所に一時避難場所を設ける必要性があるが。

③仮設住宅入居者等に被災された方々の住宅確保を考える中での公営住宅の計画は、関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「土砂災害を踏まえた今後の対応について」お答えをいたします。

このたびの7月豪雨災害では、多くの家屋や公共施設に甚大な被害が発生し、多数の人的被害を受けたことなどから、町といたしましても、発災時からのさまざまな課題について対応を検討する必要があると認識をいたしております。

御質問1点目の、避難経路の見直しについてでございますが、地域によっては、河川のそばを通らなければ避難所へ移動できない場合もあり、そのような状況を踏まえて、地区住民福祉協議会、自主防災会などと連携を図り、地域の方々と協議の上、安全な避難経路を検討してまいります。

御質問2点目の、危険区域に隣接する安全な場所に一時避難場所を設ける必要性についてでございますが、土砂災害の危険性が高まった場合、まず避難することが重要であり、町といたしましては、避難に時間を要する方に早目に行動していただくため、避難準備情報などを早目に発令することといたしております。

また、一時避難場所は、災害がおさまるまでの短時間、主に屋外で身の安全を確保する場所のことで、津波災害時に利用いたします。

土砂災害では、長期間の避難や荒天時の場合が想定されるため、一時避難場所の設置は適当ではなく、早目の避難情報により指定避難所に避難していただきたいと考えております。

御質問3点目の、仮設住宅入居者等のための公営住宅の計画についてでございますが、こうした応急対策には短期の入居期限などがあることから、長期的な対応として、住宅の再建が困難な方に対し、低廉な低い家賃で最長20年間入居できる災害公営住宅の建設も視野に入れながら、今後、実施する被災者の方々への意向調査を踏まえ、対応することを考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 長期的な対応として、災害公営住宅、最長20年入居できる施設を、今後、予定されておりますが、そういった施設を建設する場合、まず被災さ

れた方々の心のケアとかが必要だと思います。

安佐南区八木の土砂災害の復興状況を、先日、議会として視察に行きましたが、そこで復興交流館モンドラゴンというところにも視察に行きました。

そのモンドラゴンというのはお好み焼きを食べられる施設でありまして、そういった被災した方々の心のケア、そしていろいろ話をしたりとか、そういった交流の場としてモンドラゴンがあります。

そういった施設が、今後、災害公営住宅が建設された後も必要だと思います。というのが、そのモンドラゴンの方の説明では、被災された後、1年たった後に、またそこから状況が変わってきて、心のケアが必要だという説明を受けました。

仮設住宅のときには、その住宅で交流をして、友達ができたりとかしますが、それからまた災害公営住宅になったら、またそこで近くの家の人とかも変わって、お友達がまた変わったりとかして、そういった交流する場がおっくうになったりとか、特に高齢の方とかは、そういった場所に行きにくくなったりとか、そういうのがあります。

そういった状況をケアするのに、八木地区ではモンドラゴンという交流館がありますが、坂町も、今後、災害住宅が建設された後、地域支え合いセンターか、それか新しいものか、そして復興交流館みたいなものをつくるのか、そういう予定があるかどうかをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

今現在もこういった心のケアにつきましては、広島県にも心のケアチームというのがございます。今後も、またここの心のケアチームと共同で地域支え合いセンター、これがいつまで続くかというのはまだ未定ではございますが、皆様が平時の生活に戻られてから、それ以降もやはりこういったケアが必要となってまいります。ただ、広島市のようにそういった交流館を建設するかどうかというのは、また今後の課題とはなってまいります。こういったソフトの部分でのケアにつきましては、引き続き、地域支え合いセンターと行政が一丸となりまして、県を含めまして取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） まだ未定だということで、心のケアのほうを十分によろしくお願いたします。

引き続き、災害公営住宅の件でお聞きします。

災害公営住宅が完成した後、仮設住宅から入居される方が多いと思いますが、仮設住宅を退去した場合、エアコン、ガスコンロ、カーテンなどが施設の備品になるため、持ち出しができない状態です。そういった方、災害公営住宅に移り住む場合は、今まで仮設住宅で使っていたエアコンとかカーテンとか使えるようにしたら、町としても費用がかからなくて、すごくいい環境でできると思うんですが、カーテンとかも、今まで使っていたカーテンで、エアコンとかも今まで使っていたものが使えるんですが、そういったあたりを、今現在、どうお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 仮設住宅に備えつけていただいているエアコン等の家電製品については、基本的に県のほうで、今回、準備をいただいているものということになりますので、財産的には県のものという形になると思います。

それから、災害公営住宅の件、午前中にも御質問ありましたけれども、これから被災された方、避難されている方を対象としたアンケートを実施した上で、どこの地区にどれだけの数を用意するのがいいのか、適地がどこに存在するのかといったところも含めて、被災された皆さんの意向を確認した上で、建設計画を詰めてまいりたいと思います。

仮設住宅に備えつけてある電化製品等については、当然、県との協議も必要になってこようかと思えますけれども、それらを含めて検討の上、整理をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 次の質問に移ります。

森浜地区、浜宮地区の冠水した地区の排水を、今後、どのように進めていくかという件で質問いたします。

午前中の光岡議員の質問でもありましたように、今後は排水とかを調査していくということを答弁お聞きしました。住民説明会でも、森浜地区、浜宮地区から海へ流れる排水を、その排水路を大きくしたらどうかという意見がありました。

これ、ちょっと提案なんですけど、今後、県道が建設予定です。オーバブリッジが建設予定です。そのオーバブリッジの下に排水路を設置して、森浜地区の排水を解消するような感じで、県道のオーバブリッジの下に排水路を設置してはどうでしょ

うか。そういったことを県のほうに働きかけてはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 議員御指摘のような森浜地区から海に向かっての排水路等につきましては、坂地区における説明会のときにも、地元の住民の方からもそういった御意見ございました。

そういったことを踏まえまして、また、今回の災害ではポンプ場の滞水地に至る排水路が土砂で閉塞したといったような状況もございましたので、そういったことを含めて、現在のポンプ場の滞水地に至る排水経路について、現在の断面とといいますか、流下能力で大丈夫なのかどうかといったところを、今後、調査をした上で、排水系統の計画も詰めていくことといたしております。

県道の部分についての排水ということになりますけれども、基本的には町全体というか、地区全体の排水経路の整備といったことについては、主体としては町が主体になる形になってこようかと思えます。

当然、県道の整備に伴う道路部分の排水については県のほうで御検討いただき、整備していただくという形にはなっただろうかと思えますけれども、市街地全体の排水計画については、町が検討し、計画していくべき案件だと思っておりますので、その水路の改修をどの位置に通すのが合理的なのかといったようなところも含めて検討し、必要に応じて県道の道路用地部分を使ったほうが合理的に計画できるということになれば、そういった部分を含めて県のほうと調整を協議をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○2番（末吉克巳議員） 排水の部分、しっかりと調査していただいて、しっかりと検討していただいて対応していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

現在でも町内で土砂が堆積している、撤去されていない箇所があるとお聞きしております。鯛尾地区は特に横浜公園と鯛尾のグラウンドゴルフ場、バス停の近くなどが現在も土砂が崩れていたり、撤去されていない状態です。鯛尾二丁目2-16あたり、鯛尾の団地の横浜公園側あたりの民家のすぐ上の横浜公園に続く道路が、土砂によって道路が寸断されている状態です。家からでもその土砂が見える状態です。実際、その民家の方から多分役場のほうにも電話がかかってきてから、土砂を早く撤去してく

ださいという要望も多分出ていると、お聞きしていると思いますが、そういった状況、次に大雨が降ったら、土砂が流れてくる可能性があります。そういった箇所、バス停の近くの崩れている箇所、そして横浜公園の崩れている箇所、鯛尾グラウンドゴルフ場の堆積した土砂、その民家の上の土砂、そういったものを早期に撤去していただきたいと思うんですが、早目に取り組んでいただきたいんですが、そのあたりはどのような状態でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

横浜公園の災害復旧につきましては、先月、11月27日に災害復旧を国庫補助事業として実施するための査定を受けまして、国庫補助事業として実施することを認めていただいたところでございます。

今後につきましては、早急に工事の発注準備を行いまして、工事の契約を実施し、できるだけ早く復旧工事を実施してまいりたいというふうに考えております。

また、鯛尾の循環バスの車庫、バス停あたりの土砂というお話がございましたが、それに関しましては、現地の状況を調査をいたしまして、町のほうで対応が必要であれば、早急に対応してまいりたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時58分）

（再開 午後 1時59分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） 申しわけございません。

横浜公園の北側のゲートボール、またはグラウンドゴルフに使われておられる箇所についても、議員の御指摘のように、現在も土砂が堆積している状況でございます。これにつきましても、先ほど申しました公園の災害復旧工事の中で撤去をしてまいりたいと考えておりますので、現在、鯛尾地区の住民の皆様にご不便をおかけしているところではございますが、スピード感を持って対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 9番瀧野純敏議員から「町内溪流・沢・谷の復旧管理を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 「町内溪流・沢・谷の復旧管理を聞く」の件で質問をいたします。

このたびの西日本豪雨災害は、24時間で約300ミリ以上という豪雨が、坂町を取り巻く山々の山頂付近、谷・沢・溪流へと流入し、土石流を発生し、多くの被害をもたらしました。

約100年前の災害後、多くの治山ダム、砂防ダムを設置されております。しかし、その後50年余り管理がなされていないのが現状です。今後はどのような復旧と管理をされるのか、町行政にお伺いする。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内溪流・沢・谷の復旧管理を聞く」についてお答えをいたします。

町内に県が管理する砂防事業による砂防堰堤、治山事業による谷どめ等、土砂の流出をとめることを目的とした堰堤や谷どめが約40基ございますが、このたびの7月豪雨災害では、本町の周囲の山頂付近から発生した土石流などにより、下流にある住宅や道路、河川等へ甚大な被害が及びました。

御質問の砂防・治山堰堤について、今後、どのような復旧と管理をされるのかについてでございますが、現在、町内に設置されている堰堤や谷どめは、町が保有する台帳によると、全て非管理型とされております。このタイプは、堰堤や谷どめの上流側に土砂を堆積させ、落差を設けることで、水の流れる勾配を緩やかにし、川や沢などの侵食を抑制するものであります。満砂の状態ですら土石流発生時において土砂を一定程度ためる設計とされております。

県が管理する堰堤や谷どめは、5年に一度、堰堤の異常有無等について定期点検を行っており、災害発生後にも現地調査をされております。

このたびの災害では、流れ出た流木が河川をせきとめ、土砂等が河川等から氾濫し、道路や住宅地に流れ込んでおります。このため、比較的規模が小さい治山の谷どめ工を除き、砂防堰堤は土石流により流出する土砂や流木の撤去を前提とした管理型で整備を計画をさせていただいております。

今後とも、国や県、関係者の皆様と協力をし、一日も早く事業を完了できるよう、ともに鋭意取り組んでまいります。

御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 私の書き方が悪いんかどうかわかんけど、このたびの災害も兆候はあったんです。4年前です。26年7月の、あれはちょうど7日、8日ですね。どこにあったかいうたら、横で言うたら、横の横浜公園の下、2軒ほど、1軒は半壊、1軒は床下。それから森山の町道をつくったところ、植田、それから西側、それから、今の新木部長の裏山もありましたよね、あれが4年前です。こういう兆候があったんです。

このたび、私が聞くのは、確かに町長が言ってくれたのは県の管理、この管理がいいんですよ。だけど、まず私の聞くのよりは、町長の返答の中から聞いた分の中から言うけど、今、堰堤があっても、堰堤が今までに確かに壊れて、前回も全協で言ったように、壊れてないんですよ。ですが、本当な巨木、竹、確かに植田の堰堤のときには、竹が生えとるのでぎゃんぎゃん言うたので、25年につくってもらいました。のけてもらいました。だけど、明神川の堰堤にしても、あれは表札が明神川堰堤と書いてるけど、私も何度か質問したけど、その中でも大きな巨木が何本も立っとなった。そうでしょ。小屋浦の堰堤にしてもそのとおりです、天地川の。私がことしの4月16、17日で写真撮ってやった中でも、こがいな巨木があって、堰堤が壊れとる。だけどそれはもういいんですよ。私の言うのは、これから先の、町が考えてくれにゃいけないのが、このときに崩れた横浜公園の、あそこのところも土砂で崩れて倉庫になった。全部、これ、町の管轄なんですよ。

だけど、今から先の、私は牛の首から1週間かかって、ずっと小屋浦へ回した、踏破しました、全部。でも、今、牛の首のところもそのとおり、それから浜宮のところもそのとおり、畑ですよ。本当に町の川、こんとな川、でもいっぱい崩れとる。勿条もそのとおり。大迫池のところにしてもそのとおり。だからこれからの管理をどのようにしてくれというのは、要するに、私のような、県の管理を町がふっと任すんじゃないくて、町としてもうちちょっとその辺に目を届けるかを聞くわけですから、その辺を一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたように、砂防堰堤や治山の谷どめにつきましては、非管理型ということで土砂をとめまして、管理を前提とした堰堤や谷どめではないということがございますけれども、今後、整備される砂防の堰堤、谷どめ、坂町内に少なくとも十数基計画はされておりますし、それ以上になる可能性もあるわけがございますけれども、小さな谷どめ工を除きまして、基本的には管理道をつけて、土石流があれば、土石や流木を撤去できるような管理型の堰堤にするということはず一つございます。

それから、町のほうで管理いたします例えば水路、沢、砂防河川ではない普通河川や溪流、さまざまなものがございます。こういったものにつきましては、現状でこれら全てを、崩れているところでありましたら、例えば今回も治山の谷どめとか砂防堰堤を要望しておるわけがございますけれども、崩れていないような溪流も多々ございます。こういったものに全てを町のほうで堰堤や谷どめのようなものをつくることは、基本的には、現実的には難しいというふうに考えておりますので、例えば避難行動をきちんと町民の皆様と一緒に体制をとるとか、そういったソフト事業も含めて考えながら、崩れている箇所については、これは町のほうとしても復旧もしながら、町民の皆様と一緒に考えながら、こういった体制でどんなことができるのかということも考えながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） 確かにそうやって考えながらやってくれるのはありがたい。

ただ、町内の、今は農業が衰退して、田畑はもう山になつとるんですよね。上条の上も頭部の下にしてもそのとおり。それから浜宮の階段もイノシシが全部穴を掘っておるんです。そしたら、やはり町が、今、今までにやってみても、もともとから言ったら、ため池の緊急整備事業とか、ひろしまの森づくり事業交付金、こういうものがいろいろ急傾斜地域対策事業、森林整備加速化・林業再生事業とかいろんな費用も入っておるんですね、坂町にも。だからこれからはそれを、確かにウォーキング道路も要る。けどそれをさておいて、まず町民の安心・安全な避難場所とか通路とかやりかえる。そのためにも早くにやるのが、何かいうたら、今、町民の裏山が崩れたり、急傾斜になっておるところが崩れたり、そういうところがまだ多々あるんですよ。まだ何

も手をつけてない。だからこういうところから先つけること。これを今の言う、それを次から次から管理していく。一遍にはできんかもわからん。でも先には生活のかかるところを先にやってもらいたい。

それは、4年前には確かにぱっと、それでも2年かかりましたよね。結局は、我々が見に行ったのが3年後。30年、ことしの1月29日に横の分はできたところを見に行った。それでも3年かかりました。

だけど、今、本当に土の中に入るとる。土いうても災害地区じゃないですよ。上条にもありますよね。横にもありますよ。横の一部の中にも何件かある。こういうところを最優先をして、これからの維持管理をやってもらいたいという話なんです。その辺はどういう考えをしているか聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

おっしゃいますように、地域の宅地の裏の山の崖崩れ等も多数発生していると考えております。また、宅地だけでなく、山、里道でありますとか、そういったものに対する崩壊もかなりの箇所が散見されておりますことも承知もしております。

町といたしましては、急傾斜事業でできるものは急傾斜事業で対応させていただきますし、あるいは、急傾斜の要件に当てはまりはしませんが、里道の復旧、あるいは水路の復旧とあわせて、その影響範囲で可能な対策というものは当然させていただきますし、しかしながら、民地の崖、その全てに町のほうで対応するということについては、今のところ、難しいとは考えております。

いずれにしましても、地域の防災力の向上というものは図っていかなければならないというふうには考えておりますので、引き続き、知恵を絞って、対応できるものは対応していくという、そういう姿勢でこの事態に対応してまいりたいというふうを考えております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○9番（瀧野純敏議員） これは、今の問題よりはちょっと違うので、町長にお願いしたいので、今の坂町にも大規模事業基金がありますよね。やはりあれはこがいな災害とか大事業をするときに使うようにためた金ですから、このたびは思い切って使って、それで使ってしまえば、また貯金すりゃええんじゃけん、この辺を本気でやってもらえるかどうかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 近年の豪雨災害はいつ起こるかわからないわけでありまして。先ほども平成26年のお話が出ましたけれども、広島県の安佐南区、安佐北区は8月20日に大きな災害がありました。また、このたびあるわけでありまして、少々の大規模基金はありますけれども、大きな道路とか、午前中にもいろいろお話がございましたけれども、全体的な町復興プランができた暁には、また地域の中でいろいろな御意見を聞きながら、ひょっとしたらここへ道路を、地権者を初め地域の皆さんが協力していただけるということになったら、ここへ道路をつくらにやいけんとかいうことも出てくると思います。

先ほど産業建設課長が申しておりましたように、できるところから復旧をしていくというようなことしかないと思うんですよね。今回、災害が起きたところを全部対処するというのは、多分、すぐ5億円や10億円はお金かかると思うんです。それが毎年か2年に1回か3年に1回、そういうものが起きてきた場合には、今、民地も、先ほどおっしゃったように、農業をされる方がなかなか働き手もいなくなったということで放置されておるわけでありまして、また同じようなことが繰り返して起こる可能性もありますので、少しずつ、少しずつ、危険な箇所から、可能な限り、予算の許す限り対応していくと。めり張りを持ちながら対応していくというふうなことで、これからも進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時15分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番中川ゆかり議員から「災害時における海上輸送等の施設整備を」について質問願います。

中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 「災害時における海上輸送等の施設整備を」の件についてお伺いします。

7月の豪雨災害では、地域によっては何日も孤立状態になる事態が発生しました。

町は県道坂小屋浦線など、町内の渋滞緩和や利便性等、陸のライフラインとして整備を進められておりますが、災害後、多くの人たちが県道坂小屋浦線が完成していればと考えたのではないのでしょうか。早い完成が望まれます。

陸路の整備は計画を含め進められておりますが、小屋浦地区では道路が寸断され、海上からの物資等の補給を余儀なくされました。また、多くのボランティアの方も船を利用し、小屋浦地区へ入られたと聞いております。

しかしながら、海上輸送をする上で必要な船着き場がなく、船をとめるのに難儀をしたと聞きました。

今後の対策として、災害時におけるあらゆる面での交通網の確保を考えたとき、安心・安全な海上輸送等の施設整備が必要と考えます。

町当局の前向きな考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害時における海上輸送等のための施設整備について」お答えをいたします。

このたびの7月豪雨災害では、JR、国道31号、クリアラインなどの陸上交通網が寸断され、とりわけ甚大な被害のあった小屋浦地区への物資の搬入や緊急車両の通行等が困難な状況となりました。

このため、被災直後、町からの要請で海上保安部の船舶や漁船を確保し、加えて小屋浦地区にある民間石油会社に要請をし、同社が管理する埠頭に船舶を緊急的に接岸させていただき、陸路による搬送が可能となるまでの間、人員と物資を送り続けました。

こうした経緯から、改めて災害時における輸送がいかに重要であるか認識をいたしたところであり、町といたしましては、国や県に対して広島呉道路及び国道31号をさらに補完する強靱な道路の整備を強く要望しているところでございます。

こういった緊急輸送道路の確保や機能強化とあわせて、広域的な交通網全体の中で、緊急時における海上輸送を、施設整備も含め適切な配置等をどのように考えるのか、国や県とも協議をしてみたいと考えております。

今後も災害時における円滑な輸送活動に努力してまいります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 国道31号をさらに補完する強靱な道路の整備を強く要望することも必要ですが、陸上輸送だけに頼るのは、今回の災害時でわかったとおり、大変不安があるため、答弁にもありました今回の災害時にも要請した企業を含めた小屋浦地区の適切な企業と協定を結び、海上輸送の確保をしていただきたいと思います。が、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村民生部長。

○民生部長（中村政愛君） お答えいたします。

御質問のとおり、今回は国道31号等が寸断されたため、海上輸送により一定期間物資を供給いたしました。今回のこのようないきさつを踏まえて、協定に至るかどうかは別にいたしまして、先方もありますことですから、そういった話も含めて今後の協力体制等々についてお話をさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○4番（中川ゆかり議員） 協定の件はぜひ実現をしていただきたいと思います。

しかし、いずれは将来に向けての安心を考えると、小さくてもいいですから、安全な船着き場を小屋浦地区にも整備していただきたいと思います。それは国や県に強く働きかけてほしいと思います。といいますのも、この災害直後に町が使った、先ほど言った船着き場、貸してもらったところの企業なんかですと、満潮時にはその会社も使うわけですね。その使うときには、幾ら一般の船が入ろうと思ったり、町の船も待ち状態になったりして、早急な対応がとれなくなる場合だって多かったと聞きました。それには、一応一旦協定を結んで安心をしたいと町民のほうも思います。でも、最終的には、船着き場を、小さくても、先ほど言いました、二度言いますけど、いいから、そういう場を設けていただいて、安心にとめられる、安心・安全な船着き場を、今回の提案が第一歩として考えて、県や国に強く要望していただきたいと思います。

町長に答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） おっしゃることはよくわかります。もう既にそういう話は少し頭出しをしておりますけども、ただ、規制がいろいろあるようでありまして、そこらをどうクリアするかということも課題になるんじゃないかと思っております。

いずれにしましても、今回の災害の教訓を一つの盾にしまして、そういうことが実現できるかどうかはわかりませんが、可能な限り、特に国の規制があるようでありますので、そこらにも働きかけてみたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時40分とさせていただきます。

（休憩 午後 2時23分）

（再開 午後 2時38分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番柚木 喬議員から「ポンプ場はどう稼働したか」について質問願います。

柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 「ポンプ場はどう稼働したか」の件で質問します。

西日本豪雨災害において水害で被災された住宅が多いが、ポンプ場4カ所における対応状況について伺います。

一つ目、ポンプの排水立ち上げが遅かったとの苦情を聞いていますが、それぞれのポンプ場の稼働状況はいかがだったでしょうか。

2点目、各ポンプ場における運用状況の事後分析はできたのか。

3点目、管理人業務に対する研修はどのようにされているのか。

4点目、今回を契機に全体的な見直しが必要と思われませんが、いかがお考えか。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ポンプ場はどう稼働したか」についてお答えをいたします。

本町では、坂地区の浜宮ポンプ場、横浜地区の横浜ポンプ場、小屋浦地区の藤之脇ポンプ場及び向田ポンプ場の4カ所の雨水ポンプ場を整備し、広島港坂地区開発事業による背後地排水処理施設として町が広島港坂地区開発株式会社から移管を受けた丸子ポンプ場を加え、5カ所のポンプ場を管理しております。

御質問1点目の、各ポンプ場の稼働状況につきましては、各ポンプ場では、横浜ポ

ンプ場の3基のポンプのうち1基が手動運転のディーゼルポンプでございますが、他のポンプは整備時または更新改築時に起動から停止まで自動運転化を行っております。

7月6日は、横浜ポンプ場のディーゼルポンプを含め全てのポンプが稼働しており、立ち上げがおくれたとは考えておりません。

御質問2点目の、各ポンプ場における運用状況の事後分析につきましては、このたびの7月豪雨災害では、集中豪雨による山腹の崩壊により大量の土砂及び流木等が河川を越流し、市街地に流入したことなどにより、町内の広い範囲で甚大な被害が発生をいたしました。

このため、坂東一丁目及び二丁目を排水処理区とする浜宮ポンプ場では、一時的に排水処理能力が低下し、また、小屋浦三丁目を排水処理区域とする向田ポンプ場では、一時的に排水できない事態となりました。

本町といたしましては、これらの状況はポンプ設備の不備または人的な操作ミスによるものではなく、大量の土砂等がポンプ場に流入したことにより、ポンプの排水機能に影響を及ぼしたものと認識をいたしております。

御質問3点目の、管理人の研修につきましては、樋守として委嘱をした際などに、担当職員が業務内容について指導するとともに、ポンプ場設備の年間管理を委託している業者が点検を行う際に、技術者からの指導、助言を行っているところでございます。

御質問4点目の、全体的な見直しにつきましては、本町といたしましては、今後、国、県の御協力をいただき、坂地区の総頭川や小屋浦地区の天地川及びその支流からの土砂等の流出を防止するため、堰堤整備など復旧・復興のための各種事業を推進してまいります。

また、雨水排水処理に関しましても、ポンプ場の適切な管理及び機能維持に努めるとともに、市街地の排水機能向上を図るため、ポンプ場へ流入する排水路の容量及び形状等に関する調査を実施し、市街地の排水処理能力の検証を行い、この検証結果に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今回は大災害があったわけですが、災害の大小にかかわらず、今回のポンプ場、いわゆる最新鋭のポンプと、それからポンプ管理人さんの連

携で浸水被害を最小限に軽減するということを私も思っているし、町民の皆さんも思っていると思います。

私がちょっと問題について、向田ポンプ場と横浜ポンプ場についてちょっと伺うんですが、ポンプ機能について、ちょっとある市内の一部では、ポンプ機の機能、性能が大量の土砂によってストップしたとかいって、メーカーに、一応、引き上げてもらったというようなことがあるんですが、本町において、向田ポンプ場のポンプの機能、性能はメーカーに検証してもらったのかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） 町内5カ所のポンプ場のポンプの点検については、2業者に点検を委託しております。この2業者に点検を委託しております、この発災直後から、この点検とは別に、施設のほうに来ていただいて、その運転のサポートをしていただいております、一部のポンプ所では修繕を要することとなりましたので、これらについても管理業者のほうで対応をしていただいたところでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 今のはちょっと十分じゃないんですけど、要はポンプ場のメーカーのほうでの、土石流によって問題があったのかどうかをちょっと聞こうと思ったんですけども、2点目に行きます。

やはり、それと一体となってポンプ管理人さんも大いに動けるわけですから、あくまでも土砂流入によってストップしたというようなコメントをされてますんで、その辺のメーカー責任、それを問うたつもりなんですけども、2点目に行きます。

答弁で、起動から停止まで自動運転化を行っているので、立ち上がりがおくれたとは考えていないというふうなことがありましたんですが、例えば横浜地区なんですけども、低い地区住民から、ポンプのスイッチが入ったら、すぐ水が引いた、これは感覚でおっしゃってると思うんですけど、いう証言があるんですね。だからポンプ管理人さんが行ったから入ったんじゃないのというような表現を、私、したんですけども、そのポンプ管理人さんとの作業との絡みというのはちょっとどのようになっているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

ポンプ場の運転停止に関しましては、先ほど町長が答弁をいたしましたとおり、水

位計によりまして、一定の水位に達したらポンプが起動し、ポンプが回って排水処理が行われ、滞水地の水位が下がれば、またそれは水位計がそれを感知しまして、ポンプが停止するシステムになっております。

そういった中で、横浜ポンプ場については、3基のポンプのうち1基が手動のディーゼルポンプでございますので、これは樋守が、人間が運転操作をする必要がございます。

この横浜ポンプ場のディーゼルポンプの操作につきましても、7月6日の夕方、激しい降雨の際に、都市計画課の職員も横浜ポンプ場のほうに詰めてというか、おりまして、樋守が自動で運転するポンプとあわせて、ディーゼルポンプも樋守の方によって運転をしていることを確認しております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 結局、因果関係とかじゃなくて、連係プレーで、どういうタイミングでどうなったんかいうことを地域の住民は知りたがってるんですよね。

やっぱり樋守の方は、大雨注意報が出たら、すぐポンプ場に行ったりすると思うんですよね。そのように私も解釈しているんですけども、それを前準備をして、何時何分に例えばこのポンプが稼働したとかいうようなメモがやっぱりあるかと思うんですよ。それで、ポンプ管理人さんはどのようにその動きをしたかいうことを、むしろこのことをここでいろいろと論議しても、地域の方が説明会をちょっと求められているんで、その予定はございますか。横浜地区におけるポンプ場の稼働状態の説明会ですね。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

横浜ポンプ場につきましては、先ほど来、申し上げておりますとおり、3基のうち2基は自動運転をいたします。これは水位の上昇、また水位の低下に伴ってポンプの稼働、それから停止を自動でコントロールをしております。横浜ポンプ場だけに限ってなんですが、手動で動かすディーゼルポンプがございますので、これは樋守の方が運転をする、また、あるいは都市計画課職員が操作を行いまして運転するというところで、これまでずっとそういった形でポンプ場の運営をしてきているところでございまして、連携といいますか、先ほど柚木議員さんのほうからお話ございました、注意報のときには樋守の方がポンプ場に行かれるんじゃないかということで、ポンプ場の

樋守の方は、5カ所のうち4カ所、丸子ポンプ場を除いて樋守の方に日常管理をお願いしておるところなのですが、ポンプ場の樋守が直接ポンプを稼働さし、停止さすという作業は、横浜ポンプ場のディーゼルポンプ1基しかございません。そういったことで、樋守の方の4名の方が非常に熱心に努めていただきまして、こちらも注意報や警報発令時には、今、こういう状況であるということで、樋守の方への連絡も当然いたしますし、ほとんどの場合、樋守の方がポンプ場へもう詰めていただいておりますというのがほとんどの状況でございます。そういった意味で、ポンプ場の樋守の方は、直接ポンプの運転、停止を行うことは、横浜ポンプ場を除いてはございませんが、緊急時の対応等もありますので、そういった意味で、樋守の方には昼夜を問わず、それぞれのポンプ場の管理に努めていただいているというふうな認識を持っております。

説明会ということでございますが、横浜地区の一部の方から、柚木議員さんの御質問と同じ内容の横浜ポンプ場の稼働が遅かったんじゃないかならうかという問い合わせを受けておりまして、先ほど申しましたような同様の説明をいたしております。

説明会の開催についても、その一部の方からそういったお話もございましたので、横浜地区のほうから、特に横浜三部、横浜二部にならうかと思っておりますが、そういったお話がございましたら、町のほうとしても説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 小屋浦地区三丁目では、約1週間、水没が続いたわけでございますけれども、これが単純に言えば、大量な土砂、流木等による排水機能の低下というふうなことの説明がちょっとあったんですが、この間の排水作業の動きなど、その一連の動きというのは、これもある時系列で説明会の実施の必要があるんじゃないかと私は思うんですけど、その辺はどんなですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時53分）

（再開 午後 2時53分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 福代技監。

○技監（福代智之君） 小屋浦地区につきましては、ポンプ場だけの説明会という形ではなかったんですけれども、県の皆さんと一緒に、災害の当面の復旧に向けたプランを説明する中で、2回ほど説明会をさせていただいております、ポンプの排水に関する御質問等もございましたので、その中で説明はさせていただいているところです。

今後は、先ほどの質問の中で町長がおっしゃったような地区単位のプランの説明のような機会もございますし、それからまた、小屋浦地区については、全体の砂防計画の説明を県と一緒にさせていただくような機会もございますので、そういう場面で御質問等あれば、対応させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○7番（柚木 喬議員） 最後の質問をさせてください。

単純に町民から考えても、いざ出番だというときのポンプ場とポンプ場管理人さんですよね。その人選等、あるいはいろいろと、毎月、報酬が支払われているわけなので、町の手足として動かれているわけですよね。その分の人選とか、あるいは機敏に動ける消防団員を例えば充てるとかそういうふうなことですよね。そういうふうなことは、今後の動きではどういうふうに行われているかを伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 中村都市計画課長。

○都市計画課長（中村輝彦君） お答えいたします。

樋守の委嘱につきましては、これまでもそれぞれの地区へ御相談をさせていただき、責任者を推薦をいただき、その上で町長が委嘱をしております。

今後も、現在の樋守に交代が必要になった折にも、地域のほうに御相談をさせていただき、適任者を御推薦をいただき、委嘱をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 11番大田直樹議員から「大災害を忘れない・風化させないために」について質問願います。

大田議員。

○11番（大田直樹議員） 「大災害を忘れない・風化させないために」の件についてお伺いいたします。

ことし7月6日におきた災害で、道路は寸断され、土砂流で川は氾濫し、決壊し、町は見るも無残な姿に一変してしまいました。

111年前の坂町での大災害で46名ものとうとい命を失い、100年に一度という大災害、石碑に刻まれた説明文がいにしへの災害を語り継ぎ、風化しかけた今、呼び起こされたかのような未曾有の大災害を起こし、それを風化させないために、総頭川、天地川の一部に、今回、流れ出た岩石を利用して石垣を設置し、子々孫々に語り継ぐモニュメントとしての役割としての利用を提案いたします。

捨てに行くのも経費がかかるなら、一時、保管して、川の補修の時点において、再利用して石垣として生かし、広島原爆ドームと同じ役割を流れ出た岩石に託し、50年、100年たったときにも、常に通る道すがらに、この石垣を見るたびに、大雨が大災害を引き起こすことを肝に銘じ、避難を促すことを言っているんだと、刻まれた石碑を見て感じるのではなく、皆が常日ごろに思い、自助、自分の命は自分で守る行動をしてほしいと思うが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「大災害を忘れない・風化させないために」の件についてお答えをいたします。

このたびの7月豪雨では、我々が今までに経験したことのない量の雨が降り、大規模な土石流に加え、それを起因とする河川の氾濫、浸水が発生するなど、複合的な災害が町を襲いました。

この提案の大災害を風化させないための岩石を利用したモニュメントについてでございますが、土石流により道路や河川、宅地内に流れ込んだ巨石については、一日も早く住民の日常生活を取り戻すため、トラックで搬出できる大きさに小割りして撤去・搬出をまいりました。

また、上流部にはまだ岩石が残っていると考えますが、御提案にありますように、河川の護岸復旧用の材料として活用するには、石の大きさや形をそろえる必要があり、活用は困難であると考えており、町といたしましては、コンクリート製のブロックを活用して、護岸を復旧する予定といたしております。

今回の大災害を後世に語り継いでいくことは重要であると考えており、そのために何が有効なのか、現地に残る岩石が有効に活用できるかも含めて検討してまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 答弁では、ちょっと困難だというふうな答弁いただきましたが、111年前、小屋浦にその石碑があったと。しかし、それを見て感じた人が何人おったのだろうか。今回、八木のほうへ、この前、視察に行きました。そしたらやはりその碑がつくってありまして、亡くなった方とかの犠牲者の方の名が刻してありました。やはり町もきっと一段落した時点において、そういったことを二度と起こさないためにつくるものと考えております。そのときに、石碑でなく、質問したとおり、通る道すがらに、それを常に感じるように、目につくところで、私たちがいなくなって、今の小学生が我々になって、その子供たちがそれを見たときに、何年前にこういったことがあったんだと常に思えるような場所で作っていただきたいというので、この質問をしたわけです。

そしたら、石垣にするには、ある程度の道路を復旧させるために、川をもとに戻すために出すのはいたし方ないと考えておりますが、石垣にするのが困難、そろえる必要がある、それは一つもそろえる必要もないし、そういった技術は日本人なら持っていると思います。

そういったところで、なぜブロックに執着するのか、そういうふうな石碑をつくる時も銭かかろうし、それらを、いま一度、再考願えないか、ブロックにする意味を、ただ簡単である、早くできるというふうな思いでやられるのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 竹岡産業建設課長。

○産業建設課長（竹岡佳宏君） お答えいたします。

まだ災害査定そのものを全て受け終えているわけではございませんが、きょうも災害査定のほうを現地で行っておりますけれども、受けているわけではございませんが、例えばこの坂町内におきまして、コンクリートの護岸で整備された箇所については被害が少ない状況もございます。

また、坂町内の河川につきましては、非常に縦断勾配がきつく、そういった場所には石積みや空石積みであるよりは、コンクリート製のブロックを使って、円滑に経済的に速やかに災害復旧を行うほうがより合理的であるというふうには考えております。

また、石の大きさをどの程度そろえるかということもございまして、一般的には石積みで行うほうが石工さんの手配もありますし、不経済になるということもございまして。

また、町内でこれまで道路や河川のしゅんせつ等で応急・復旧をしてまいったところで、現地に石積みとして使うようないい石が、河床の現場材料として多く残っているという状況ではございません。

そういったことから、現在では災害査定のほう、コンクリート製のブロックを用いて災害査定を申請するという形での計画を進めておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○11番（大田直樹議員） 壊れたところを全部、私はそれで直すと言っているのではありません。質問の中にもありましたように、一部をとというふうに限定したはずで、その一部が50メートル、30メートル、10メートル、10メートルまではもういいじゃないですか。お金かかってもいいじゃないですか。子々孫々に語り継ぐためのあれで、そして工法的に簡単で合理的とかいうふうな言葉で答弁なさいましたけど、その合理的とかいう言葉ではなく、子々孫々にこのたびの災害を忘れないためにいうふうに題目としております。10メートルあれするのにいかほどかかるでしょうか。そして、石積みをして、その裏にセメントを流し込む工法でやれば、前が外れても、後ろへセメントが残る工法を使えば、それは十分護岸として耐えられるんじゃないでしょうか。

Sunstar Hallをつくるときに、護岸がごろごろ出てきました。111年前の護岸です。それを捨てるのはもったいないから、小学校と境の壁をつくるときに、あそこへぜひその護岸を、石を使って、石垣として、風化させないために、これは私たちが先人たちから聞いておった大流れがよう起きた、公民館のところは流れて、皆、新開いうのは八幡さんからのあっこが皆田だったわけですけど、あそこへよう流れたもんよいうふうなのを聞いておったわけですよ。

やはり、そういったのを、そこを見ればあれですけど、もうそれは見ることはできないわけですよ。だから、そういった風化させないためにいうことでこの質問を出したんですから、50メートルを直せ、何カ所を直せでなくて、天地川と総頭川に1カ所、最初言ったように、モニュメントとしての石碑をきつとつくることでしょうかから、どこへつくったら一番いいかを選定されて、そしてそれを改修する県、あそこは二級河川ですから県のあれになって、県にお伺い立てるんでしょうけど、そういったことを、いま一度、お伺いを立てて、もうそこをセメントで直すいうんでなくて、そうい

うふうな工法は可能でしょうかというふうなお伺いはいかがなんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今回の災害を風化させないためにも、後世に残す一つのものとして、護岸の整備に岩石を使ったらどうかというお話でございますけども、それも一つの方法かも知りませんが、これも今から4月以降、復興のプランができて、いろいろ地域で説明させてもらう折に、またこういう一つの提案もしてみようかなと思っておったんですが、もし皆さんの同意が得られるのであれば、どっかの場所に、今回、16名の方が亡くなられて、1名の方はまだ行方不明でありますけども、そういう亡くなられた方を慰霊する場所を、もし町民の皆さんの同意がいただけるのであれば、あるいはまた、犠牲になられた家族の方の同意が得られるのであれば、どこかにそういうものも作りまして、毎年、慰霊祭を行うことによりまして、いつまでも今回の災害の恐ろしさいうものを後世に伝えるような、そういう仕組みもできないかなということも、今、思っております。

また加えて、保育園とか小学校、中学校、子供たちがこの災害の恐ろしさ、避難をせにゃいかんというそういう思いが学習できるような場を、あわせて皆さんの同意が得られるのであれば、そういう形で、慰霊祭もでき、また子供たちが学習できるような場もつくっていければというふうなことも、一応、私は考えております。

また、そういう機会でも、もし皆さんの、そりゃええことじゃけん、町長、やってみいやという同意が得られるのであれば、そういう場で、今、大田議員がおっしゃったようなことも、うまくそういう岩石を活用して、後世に、実際にそういう大きな岩はこのたびの災害で流れてきたんじゃということもいつまでも伝えるような形で残すような方法もあるんじゃないかというふうな思いもしておりますので、そこら辺につきましても、ぜひとも御理解を賜ればというふうに思います。

○議長（川本英輔議員） 5番主枝幸子議員から「乳幼児医療費助成制度の拡大について」質問願います。

主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 「乳幼児医療費助成制度の拡大について」お伺いします。

私は、これまでの対象年齢の引き上げを行うなど、制度の拡充について、毎年、行ってまいりましたが、再度、乳幼児医療費助成制度を、通院、小学校卒業まで引き上げることを要望します。

ことし7月の豪雨災害で坂町は甚大な被害を受けました。子供たちはがれきや土砂の撤去による砂ぼこりの中、楽しいはずの夏休みを家の中で過ごすことを余儀なくされました。5カ月たった現在も、災害復旧工事中の道路を使い、保護者に見守られながら学校に通っています。

このような状況の中、子供のけがや健康被害を心配する保護者の声を多く聞きます。子供がけがをしたとき、体調を崩したとき、乳幼児医療費助成により、医療費を心配せず病院に行けるこの仕組みが今こそ必要であり、そのことが保護者の子育ての安心につながっていくと考えます。

町長の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「乳幼児医療費助成制度の拡大について」お答えをいたします。

乳幼児医療費助成制度は県の福祉医療費助成補助事業として実施をしております。県は補助対象基準を、年齢が入院、通院とも就学前まで、患者が支払う一部負担金を1医療機関につき1日500円と定めているのに対し、坂町は町単独助成費用を加え、入院の対象年齢を小学校6年生まで、患者の一部負担金を1医療機関につき1日200円と定め、現在、運営をいたしております。

そのような中、保護者から対象年齢等を引き上げ、近隣市町と同様な制度とすべきとの要望を受け、本年6月、中学生までの子供がおられる家庭1,406世帯に対し、医療費助成制度の今後の利用意向についてアンケートを実施し、約80%の1,125世帯から回答をいただきました。

調査項目の現在実施している福祉医療費助成制度の一部負担金1日200円を、県基準の1日500円とし、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を、入院、中学校3年生まで、通院、小学校6年生までとすることについてどう思うかの質問に対し、変更がよいが79.6%、現状のままだがよいが10.8%、どちらでもよいが8.6%の回答でございました。

このアンケート結果を踏まえ、来年度から福祉医療費助成制度の一部負担金を県基準の500円とし、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を、入院、中学校3年生まで、通院、小学校6年生までとする制度見直しについて、現在、準備をしているところでございます。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） アンケート調査の結果を踏まえ、来年度から準備を進めているとの答弁があり、保護者の方の希望をかなえ、保護者も安心しておられると思います。

確認のためにちょっとお伺いします。

福祉医療制度は、重度心身障害者医療、ひとり親家庭医療、乳幼児医療費制度の三つがありますが、一部負担金は三つとも県基準の500円になるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えいたします。

まず、ひとり親家庭の医療費に関してでございますが、ひとり親家庭医療費の対象年齢が、現在、18歳を過ぎた最初の3月31日までの子供とその親ということになっております。平成24年に一部負担金を、重度障害者医療については200円から100円に、また、ひとり親家庭医療と乳幼児医療費に関しましては500円から現在の200円に変更した経緯がございます。

今回の変更にあたりましては、重度障害者医療に関しましては、今の現状にいたしますが、ひとり親家庭に関しましては、町内の同じ子供ということの観点から、200円を500円に引き上げることとして、現在、準備を進めているところでございます。

御理解お願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○5番（主枝幸子議員） 今、説明を受けたんですが、ひとり親家庭の一部負担金を県基準の500円にする理由は、今、聞いたんですが、これはしようがかなと思うんですが、200円にそのままでもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） お答えします。

繰り返しになりますけれども、一応、200円を500円に変更するという一番最大の理由といたしましては、町内の子供で差異を持たせないということが重要と考えております関係で、ひとり親の家庭の方には少し負担が多くなるということはおわかりのすけれども、同じ子供という形で御理解をいただければと思います。よろしく御理解いたします。

○議長（川本英輔議員） 1番光岡美里議員から「災害後の児童生徒への就学支援充実を」について質問願います。

光岡議員。

○1番（光岡美里議員） 「災害後の児童生徒への就学支援充実を」についてお伺いします。

平成30年7月6日に発生した西日本豪雨災害により、我が町にも甚大な被害が生じました。災害の影響で、住居の修繕や再建などのために経済的な負担が増加し、進学や就学に不安を募らせている状況も出てきているところです。子供たちが被災しても安心して学ぶためには、学ぶ環境の整備や学用品の補助など、継続した支援が必要であると考えます。

そこで、このたび取り組まれた就学への支援を利用した人数、利用内容の内訳、それぞれの利用割合、今後の取り組み予定について、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「災害後の児童生徒への就学支援充実を」についてお答えいたします。

平成30年7月豪雨は、町内全ての学校においても未曾有の被害をもたらし、児童生徒の安否確認や通学方法の確保、教育環境の整備など、関係機関等との調整にも多くの時間を費やし、学校再開にも相当の期間を要しました。

この災害により教科書や必要な教材、学用品など喪失、または損傷した児童生徒に対して、できる限り早く学習環境を整える必要があることから、災害救助法及び坂町就学援助制度による支援について全ての保護者に周知を図り、さらに各学校において個別に周知するなど、丁寧な対応に努めてまいりました。

災害救助法の適用となる教科書や教材、学用品費等につきましては、既に無償で給与されており、教科書の給与内訳は、坂小学校10人、小屋浦小学校9人、坂中学校では8人で、全児童生徒の2.3%、学用品費等の現物支給の内訳は、小屋浦小学校は13人、坂中学校は19人で、全児童生徒の2.8%となっております。

また、坂町就学援助制度による教育支援につきましては、現在も申請期間継続中であり、11月15日現在の申請者数は、坂小学校25人、小屋浦小学校15人、坂中学校は30人の申請を受け付けており、全児童生徒の6.1%となっております。

こうした学習環境を整える取り組みのほか、突然の災害の恐怖体験、家族や住みな

れた町、家が失われるという思いがけない喪失体験が子供の心に大きな影響を及ぼし、心のケアの視点から、安全の確保の取り組みが必要となりました。

このため、被災直後から各学校にスクールカウンセラーを緊急配置し、子供や保護者、教職員を対象としたカウンセリングに加え、カウンセラーのアドバイスなどを参考に、管理職のリーダーシップのもと、教職員が一丸となって組織的な心のケアに取り組んでまいりました。

引き続き、児童生徒の心のケアにつきましては、学校のみならず、家庭や関係機関等と連携を図りながら、長期的かつ継続的に取り組んでまいります。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） このたびの支援の利用の割合ということで、全児童の中でどのくらい利用されたのかということはよくわかりました。

一方で、罹災証明が発行されているといった、この支援の対象者となった中での利用割合についてはどのくらいだったのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） このたびの質問に関しましては、全児童生徒ということで回答させていただいております。罹災された方の証明の中の何人かということに関しては、これからまた追及していきたいと思っておりますので、御理解のほうお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） では、また追及されていった中で、どのような結果が出たのかお知らせいただければと思います。

続いて、坂町就学援助制度の件についてお伺いします。

この制度にも、配布プリントにありましたが、申請要件に罹災証明というふうにあったことから、被災していない家庭の保護者の方からも、町が被災家庭の子供たちの就学を支援してくれているんだということを知ることができて、とても安心感を持たったというような声を多数聞いております。

今後の支援を考えた際に、こういった具体的な支援についても、今回のみならず、今後も必要になる重要な支えになるのではないかと考えますが、来年度以降の実施についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 今回の被災に当たりまして、就学援助制度というものを、罹災証明をもとに就学援助が必要な方にとりまして、全員の方にきめ細かに周知をさせていただきました。それに値したものは、罹災証明というものをもち、7月から災害からの支援ということで対応しております。

来年度なんですけれども、今年度被災された方におきましては、他課の援助ではありませんが、所得が下がられた方とか、いろいろなものを、また他の課のほうから周知をされていると把握しておりますので、これまでどおりの認定基準1.3倍を適用しても対応できるのではないかと推測しながら、引き続き、就学支援、子供たちのために安心して学校に通える環境のほうを保ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○1番（光岡美里議員） では続いて、児童生徒の心のケアというところに質問していきたいと思っております。

こちらのケアにつきましても、非常に重要な支援になると考えております。長期的かつ継続的に取り組んでいかれるというように答弁していただきましたが、具体的な計画をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） スクールカウンセラーにつきましては、この災害直後は常勤のような形で各学校のほうへ、いわゆるカウンセリング業務だけにかかわらず、子供たちの状況であるとか、地域の状況を含めてみとりといいますか、アセスメントの形もとっていただきながら、今後、どのような対応が必要かというところも含めてアドバイスをいただいております。

ある程度、子供たちの様子であるとか、学校の見通しが立った段階で、今現在は常勤という形ではなくて、やはり月に、あるいは週に何回というような形で来ながら、継続的にカウンセリングが必要であろうという子供たちをある程度ピックアップした中で、スクールカウンセラーの配置のほうを考えております。

我々、学校現場のニーズに応えるような形で県のほうにも要望しながら、県の教育委員会のほうもその要望に応えるような形で、今、対応をいただいておりますので、今後も同様な形でスクールカウンセラー含めてソーシャルワーカーのほうも充実

させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は3時40分とさせていただきます。

（休憩 午後 3時24分）

（再開 午後 3時40分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第62号「平成29年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3 議案第63号「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4 議案第64号「平成29年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5 議案第65号「平成29年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6 議案第66号「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の5議案を一括議題とします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第2、議案第62号から、日程第6、議案第66号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第62号「平成29年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第63号「平成29年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第64号「平成29年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第65号「平成29年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第66号「平成29年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」一括して御説明を申し上げます。

平成29年度の一般会計決算は、歳入について、町税及び地方交付税収入が前年度を下回りましたが、歳出につきまして、経費の削減に努めたことなどから、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の153ページをお開きください。

歳入総額62億1,632万6,862円、歳出総額60億1,156万705円、歳入歳出差し引き額2億476万6,157円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億2,794万4,652円を控除した実質収支額は7,682万1,505円になりました。前年度に比べ、歳入決算額は9,606万9,477円の増、率にして1.6%の増となり、歳出決算額は2億2,150万507円の増、率にして3.8%の増となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明申し上げます。

15ページの町税は23億5,309万6,174円で、前年度に比べ7,073万2,840円の減、率にして2.9%の減となりました。また、徴収率は97.2%となっております。

19ページの地方交付税は6億8,402万6千円で、前年度に比べ9,674万8千円の減、率にして12.4%の減となりました。

25ページからの国庫支出金は、児童手当負担金、社会資本道路整備事業などの実施により10億1,856万7,311円となりました。

45ページの町債は、臨時財政対策債、住宅整備事業債など6億8,562万7千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明申し上げます。

総務費では、55ページの財産管理費や町民ひろば非常用発電整備事業等により2億1,268万6,137円となっております。

民生費では、73ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への操出金等により4億1,311万1,570円、81ページの保育所費が、私立保育園運営費などに5億4,030万6,243円となっております。

土木費では、101ページの道路新設改良費が、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業などにより、繰越明許分を含め3億3,412万1,416円、111ページの町有住宅管理費が、町有住宅改修事業等により、繰

越明許分を含め4億8,032万7,528円となっております。

教育費では、121ページの小学校費及び127ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ1億8,938万5,587円となっております。

149ページの公債費は4億3,970万7,335円となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

187ページをお開きください。

歳入総額16億6,163万7,984円、歳出総額16億431万9,142円、実質収支額5,731万8,842円となっております。前年度に比べ、歳入決算額は6,836万8,363円の減、率にして4%の減となり、歳出決算額は9,733万7,409円の減、率にして5.7%の減となっております。

歳入では、165ページの国民健康保険税が2億4,522万6,710円で、前年度に比べ7.2%の減となっております。

歳出では、177ページの保険給付費が10億2,828万2,618円で、前年度に比べ5.8%の減となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

205ページをお開きください。

歳入総額6億3,374万436円、歳出総額5億9,794万9,595円、翌年度へ繰り越すべき財源2,754万円を控除した実質収支額は825万841円となっております。前年度に比べ、歳入決算額は519万1,031円の増、率にして0.8%の増となり、歳出決算額は873万8,683円の減、率にして1.4%の減となっております。

歳入では、195ページの公共下水道使用料が2億7,172万4,939円で、前年度に比べ5.9%の減となっております。

歳出では、201ページの公債費が4億4,077万5,646円で、前年度に比べ2.6%の減となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算について御説明を申し上げます。

231ページをお開きください。

歳入総額12億3,097万4,162円、歳出総額12億2,520万1,246円、実質収支額577万2,916円となっております。前年度に比べ、歳入決算額は3,

086万5,444円の増、率にして2.6%の増となり、歳出決算額は5,959万1,793円の増、率にして5.1%の増となっております。

歳入では、213ページの保険料が2億6,350万8,855円、前年度に比べ1.6%の増となっております。

歳出では、221ページの保険給付費が11億2,029万8,324円で、前年度に比べ3.5%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

245ページをお開きください。

歳入総額1億7,204万8,565円、歳出総額1億6,462万6,703円、実質収支額742万1,862円となっております。前年度に比べ、歳入決算額は929万1,483円の増、率にして5.7%の増となり、歳出決算額は330万2,617円の増、率にして2%の増となっております。

歳入では、239ページの後期高齢者医療保険料が1億3,593万1,831円で、前年度に比べ6.3%の増となっております。

歳出では、243ページの後期高齢者医療広域連合納付金が1億6,357万3,752円で、前年度に比べ2.2%の増となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減、合理化と、施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から財源の年度間調整に留意しつつ、多様な行政需要に対処してまいり所存でございます。

御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、平成29年度坂町決算審査意見書について、監査委員から報告を求めます。

奥村監査委員。

○6番（奥村富士雄議員） 平成29年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係諸書類を審査した結果、次のとおり意見を報告いたしました。

審査は、坂町代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いた

しました。

審査した期間は、平成30年6月25日から7月4日までの審査実施日数6日間と、平成30年10月15日から25日までの審査実施日数5日間です。

審査の着眼点といたしまして、1、計数の確認について、決算書と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に誤りがないかどうかについて確認を行いました。

2、歳入歳出予算の執行状況、事業の実施状況について、審査に際しまして会計管理者兼出納室長及び各課の課長等関係職員の出席を求め、事業が予算計上目的に沿って合法的、効果的かつ経済的に執行されているかについて審査を行いました。

結論といたしましては、一般会計及び各特別会計の歳入歳出について、決算書、関係諸書類等の提出を受け、必要に応じ説明を求めました。

調査の結果、財政収支は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計とも黒字決算となっており、配分された予算は、予算目的に沿って適正かつ効率的に執行され、所期の目的を達成しているものと認められます。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明及び報告を終わります。

お諮りします。

議案第62号から議案第66号までの決算認定議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び監査委員を除き、委員の定数を9人とする平成29年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本件は、平成29年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成29年度決算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私と監査委員の奥村議員を除く、1番光岡議員、2番末吉議員、3番岡本議員、4番中川議員、5番主枝議員、7

番柚木議員、9番瀧野議員、10番中議員、11番大田議員の9名を指名します。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

平成29年度決算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時58分)

(再開 午後 3時59分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に大田議員、副委員長に中川議員が選任されました。

また、審査日程は、12月7日、12月10日の2日間に決定しました。よろしくお願ひします。

本日は、これをもって散会とします。

再開は、12月11日、午後1時の予定といたしております。

お疲れさまでした。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼。

(散会 午後3時59分)